

第2次尾鷲市スポーツ推進計画（案）

令和7年11月11日（中間案）
令和8年1月19日（一部修正）

令和 年 月策定

尾鷲市教育委員会

序章 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画の期間	3
(4) 進捗の評価	3

第1章 現状と課題

(1) スポーツを取り巻く社会環境	4
(2) 尾鷲市の現状と課題	8

第2章 基本構想

(1) 基本理念	16
(2) 基本目標	18
(3) 施策体系	19

第3章 基本施策

(1) スポーツ活動の充実	20
(2) スポーツの競技力向上	25
(3) スポーツのある環境づくり	28

資料編

令和7年度 スポーツ振興に関するアンケート調査結果	34
用語解説	44
スポーツ施設概要	48
尾鷲市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱	49
尾鷲市スポーツ推進計画策定委員会名簿	50

【1】計画策定の趣旨

国においては、昭和36年に制定された「スポーツ振興法」に基づき、長年、スポーツ振興施策が実施されてきましたが、平成12年9月となって初めて、スポーツ振興に係る行政計画となる「スポーツ振興基本計画」が策定されました。

その後、50年ぶりの法改正によって「スポーツ基本法」が平成23年に制定されたことに伴い、平成24年度から新たに、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針として「スポーツ基本計画」が策定され、現在、令和4年度が始期となる「第3期スポーツ基本計画」が策定されています。

三重県においては、昭和61年に「第1次三重県生涯スポーツ振興計画（※第2次計画以降「三重県スポーツ振興計画」）を策定して以降、平成23年のスポーツ基本法の策定を受けて、平成24年からは「三重県スポーツ推進計画」を策定しています。

また、平成27年に、スポーツが持つ価値を最大限に活用し、自主的かつ主体的な参画を得ながらスポーツを通じた人づくり及び地域づくりを推進する「三重県スポーツ条例」を制定し、現在は、前計画における取り組みの成果や三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを生かしたスポーツ推進を図るため、令和5年が始期となる「第3次三重県スポーツ推進計画」が策定されています。

本市では、令和4年度に策定した「第7次尾鷲市総合計画」において、目指すまちの将来像を「住みたいまち　住み続けたいまち　おわせ」と掲げており、この実現を達成するための「基本目標に基づく政策」における「活き活きと学び、活動を続けられる環境づくり」にスポーツを位置づけ、健全な心身を育み、活力を生むスポーツを推進し、スポーツのある豊かなまちを目指しています。

また、令和5年度に策定された「尾鷲市教育ビジョン」においても、「未来を拓き、次代のおわせを担う人財の育成」を基本理念とし、この実現に向けた施策「人生100年時代を見据えた生涯学習・スポーツ・文化振興の推進」においてスポーツの推進を位置づけ、誰もがライフステージに応じたスポーツを楽しめるよう参加機会を充実させるとともに、施設の適切な更新・維持管理等により快適なスポーツ環境を提供し、健全な心身を育むためスポーツ振興とスポーツを通した交流の促進を図り、豊かなまちを目指しています。

本計画は、「第7次尾鷲市総合計画」におけるまちの将来像や「尾鷲市教育ビジョン」における基本理念の実現を目指すうえで、本市のスポーツ振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画及び指針として策定し、「第1次尾鷲市ス

ポーツ推進計画における取り組み成果」、「三重とこわか国体・三重とこわか大会におけるレガシー」を生かした前計画から切れ目ない施策の推進を図ります。

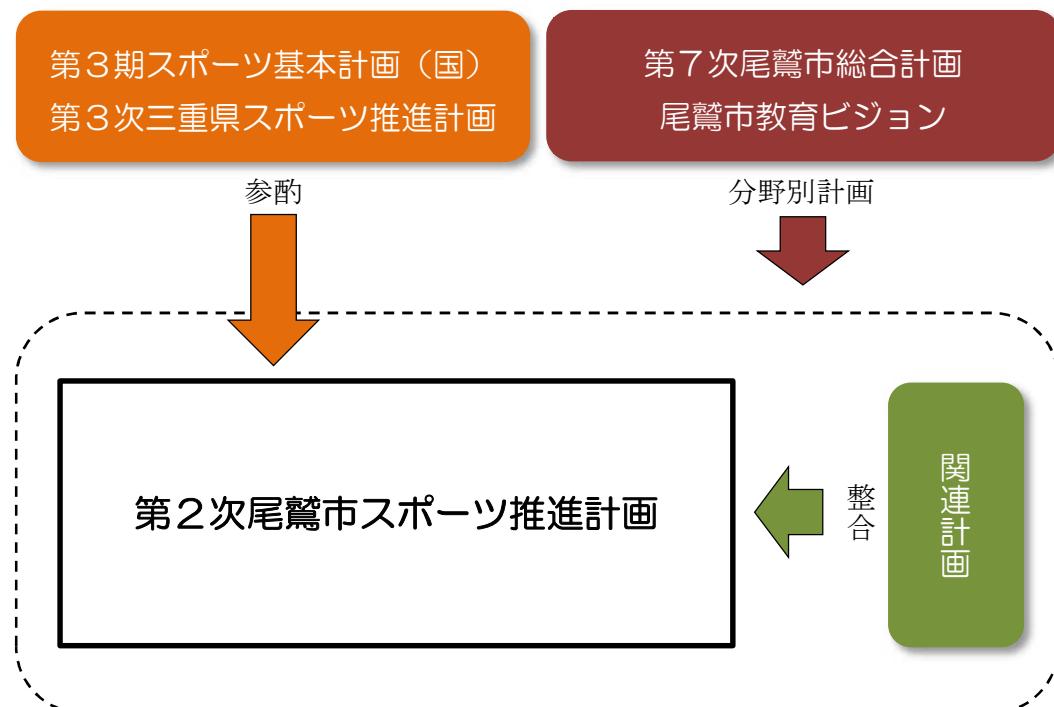
さらに、「少子高齢化と人口減少による著しい影響」、「新型コロナウイルス感染症感染拡大後の様々な変化」、「整備中の国市浜公園及びスポーツ施設の積極活用」、「令和17年開催の第89回国民スポーツ大会開催地に三重県が内々定されたこと」など、社会環境の変化や新たな課題への取り組み方針を反映し、本市の持続可能なスポーツ環境の維持と社会情勢に応じた振興施策の推進を目指すものとして「第2次尾鷲市スポーツ推進計画」を策定します。

※人財：「材」の代わりに「財（宝）」という字を使うことで、人を地域の宝として大切に思い、今後の成長・活躍を期待するという意味を込めたことば。

【2】計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条の規定に基づき本市の実情に即した計画を定めるものであり、国や県におけるスポーツ計画を参照しつつ「第7次尾鷲市総合計画」及び「尾鷲市教育ビジョン」のスポーツ振興及び施策の推進に関する部門として位置付けます。

さらに、尾鷲市健康増進計画など関連する本市の各種計画との整合を図ります。



【3】計画の期間

本計画は10年を1期間として5年ごとに前期計画・後期計画と区分し、国、県及び本市の状況等を見合わせながら現状の点検等を行い、実情に即した取り組みを施策として実施していきます。



【4】進捗の評価

本市では、尾鷲市総合計画の進行管理にあたり、毎年2月ごろ「尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査」を実施し、結果を翌年度に公表しています。

当該アンケート調査において「生涯スポーツの推進」に対する「満足度」調査が行われていますが、本計画は「尾鷲市総合計画におけるスポーツ振興および施策の推進に関する部門」を担うものであることから、スポーツ推進施策がどのように市民に受け止められたかを推し量る数値として、当該項目の「満足度」と全ての施策に対する満足度の「平均値」との「差」に着目し、満足度が平均値を上回ることを基準として進捗を評価していきます。

●尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査での「生涯スポーツの推進」満足度 (単位: ポイント)

	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
満足度	2.72	2.72	2.72	2.83	2.79	2.80	2.75	2.81	2.78
平均値	2.79	2.82	2.79	2.82	2.81	2.80	2.81	2.84	2.81
ポイント差	-0.07	-0.10	-0.07	0.01	-0.02	0.00	-0.06	-0.03	-0.03

※第一次計画期間中の満足度（令和7年度の結果は令和8年度に公表予定）

【1】スポーツを取り巻く社会環境

近年、国際社会においては、グローバル化の進展に伴い国際協調の重要性が高まる一方、世界情勢の不安定化や競争の激化により社会の分断・対立の様相が強まりつつあるなど、状況が不安定化しています。

国内においては、猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の影響により「三重とことわか国体・三重とことわか大会」が中止となり、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」は1年延期のうえで無観客開催となるなど、私たちは未曾有の事態を経験しました。

さらに、情報化・DXの進展や人間関係の希薄化など社会環境や価値観が急激に変化するなか、少子高齢化と人口減少が急速に進む人口減少社会の到来により、持続可能な社会モデルの形成が大きな課題となっています。

そのような状況において、スポーツが持つ「人やコミュニティを元気にする力」を発揮することが期待されるとともに、「する」「みる」「ささえる」すべての立場において、スポーツに親しむ機会を継続的に確保することが求められています。

①人口減少・少子高齢化の進行

三重県内の人口は平成19年をピークに減少局面に入り、平成27年から令和2年にかけて約46,000人減少しています。

中学校の卒業者数については、平成元年3月の29,994人から令和18年3月には11,190人まで減少することが予測されています。

本市においては、比較的人数が多い世代の高齢化が進展するなか、40代以下の成人人口と年間出生数が減少傾向で推移していることから、今後、いっそう人口減少が加速することが予測されます。

②新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大するなか外出自粛や行動制限などが求められ、私たちの日常生活は大きく制約されることとなりました。

スポーツ活動においても大会中止や施設の休館が余儀なくされ、自粛も含めた日常的な活動が減少することで身体面に影響が生じただけでなく、外出や交流・観戦機会の減少、人と人とのつながりの希薄化による社会性の低下に伴う意欲の減退など、心理面にも大きな影響が生じることとなりました。

ウイルスに対する知見の向上、新しい行動様式等により、現在では、このような影響に一定の回復がみられますが、依然として根本的な治療法が確立されていないことなどから感染予防のための行動自粛傾向が見られ、スポーツ活動はコロナ禍以前に戻ったといえない状況が続いている。

③ S D G sへの貢献

スポーツは国際社会の平和と発展に大きく寄与するものとして、その役割を果たすことが期待されています。

国際連合が17項目の「持続可能な開発目標（S D G s）」を定めた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における宣言では、次のとおりスポーツが社会の進歩に果たす役割が示されています。

「スポーツもまた、持続可能な開発における重要な鍵となるものである。我々は、スポーツが寛容性と尊厳を促進することによる、開発及び平和への寄与、また、健康、教育、社会包摂的目標への貢献と同様、女性や若者、個人やコミュニティの能力強化に寄与することを認識する」

※2015年9月25日第70回国連総会で採択「持続可能な開発のための2030アジェンダ」抜粋

④ D X（デジタル・トランスフォーメーション）の進展

D Xの進展に伴い、人々の行動様式が大きく変わろうとしています。

スポーツ振興施策の推進においても、スポーツの醍醐味である実体験を通じた「アナログ」部分の振興とのバランスを図りながら、スポーツをより「豊かに、安心に、便利に」するD Xの推進についても検討していく必要があります。

⑤中学校における部活動の地域展開

急速な少子化・人口減少に伴い1部活動あたりの生徒数や部活動への参加率の減少が続き、全国的に中学校部活動の維持が困難な状況が生じています。

現在、国において、継続的に生徒がスポーツに親しむ機会を確保すべく部活動改革の方向性が検討されており、令和7年5月に行われた有識者会議では、令和8年度以降の中学校部活動の地域展開の取り組みとして、学校・家庭・地域が一体となって生徒の活動を支えていく方針が示されました。

本市においても同様の課題が生じていることから、生徒たちが継続してスポーツに親しむことができる機会をできるかぎり確保する方策について、検討を進める必要があります。

⑥第3期スポーツ基本計画（文部科学省）

令和4年度から令和8年度を期間とする国の「第3期スポーツ基本計画」では、第2期計画で定めた「中長期的な基本方針」を踏襲しつつ、その実現に向けて、①スポーツを「つくる／はぐくむ」、②スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、③スポーツに「誰もがアクセスできる」という「新たな3つの視点」が必要とされました。

なお、これら3つの視点は、それぞれが独立したものと捉えず、相互に密接に関係する側面があります。

【参考1】第2期計画における中長期的な基本方針（概要）

すべての人々が「する」「みる」「ささえる」という様々な立場でスポーツに関わることにより、①「スポーツで「人生」が変わる」、②「スポーツで「社会」を変える」、③「スポーツで「世界」につながる」、④「スポーツで「未来」を創る」という4つの目標の実現に向けて取り組む。

【参考2】新たな3つの視点

1. 「つくる／はぐくむ」

既存のスポーツの枠組みや考え方のみにとらわれず、社会情勢や個々の置かれた状況等に応じて、柔軟に見直し・改善し、最も適切・有効な、あるいは個々の状況等に応じた方法やルールを考え、創り出すような取り組みを促進・推進する。

2. 「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場にある人々や組織等が「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツを楽しめる社会の実現をめざして環境整備や機運の醸成を行うとともに、スポーツの機会の提供や地域の活性化にあたり、「あつまり」「ともに」情報や意見を共有しつつ、課題解決や活動の実施を図る。

3. 「誰もがアクセスできる」

誰もがスポーツに参画し、スポーツの価値を体感できるような社会を実現するために、その前提として、年齢や性別、障がいの有無、経済的事情、地域事情の差等によって、スポーツに取り組むことを諦めたり、望まずに途中で理不尽・非合理に離れたりすることがないよう、全ての人がスポーツにアクセスできる社会の実現や機運の醸成を図る。

⑦第3次スポーツ推進計画（三重県）

令和5年度から令和8年度を期間とする三重県の「第3次三重県スポーツ推進計画」では、スポーツを「楽しさ」や「喜び」につながる身体活動全般と捉え、計画の目指す姿に「スポーツを通じて「人」「地域」を結ぶみえ～スポーツを「楽しむ」三重の環～」を掲げています。

その実現に向けて、国の第3期スポーツ基本計画の新たな3つの視点をふまえ、社会に寄与する「スポーツの持つ力」を最大限に活用しつつ、次の3つの推進施策で計画を推進するとしています。

- 【1】スポーツにふれ親しむ環境づくり ～いつまでも「楽しむ」～
- 【2】スポーツを通じた自己実現と感動体験 ～挑戦し「楽しむ」～
- 【3】スポーツを通じた地域活性化と共生社会の実現 ～誰もが「楽しむ」～



【2】尾鷲市の現状と課題

スポーツを取り巻く本市の現状と課題については、子どもの数の減少、高齢化率の増加、急激な人口減少などによる影響と、多様化する人々の価値観やライフスタイルの変化、社会の在り方の変化等が大きく影響しており、それに伴いスポーツを取り巻く環境においても変化がみられます。

①人口減少・少子高齢化の進行

10月1日時点の人口を比較すると、令和6年は、令和2年より1,645人減少し、第1次計画の始期である平成27年より3,608人減少しています。

同様に、高齢化率（65歳以上人口の割合）は、令和6年が46.2%、令和2年が44.1%、平成27年が40.2%と、増加傾向にあります。

さらに、15歳までの子どもの数は、令和6年は1,262人、令和2年は1,577人、平成27年は1,956人と、大きく減少しています。

今後も少子高齢化により、いっそう人口減少がすすむことが予測されます。

【参考】尾鷲市的人口推移

(単位：人/各年10月1日現在)

年代別	0~19	20代	30代	40代	50代	60代	70~	計
平成27年度	2,576	1,307	1,529	2,145	2,403	3,375	5,881	19,216
平成28年度	2,476	1,267	1,457	2,176	2,295	3,350	5,796	18,817
平成29年度	2,385	1,245	1,383	2,089	2,290	3,201	5,851	18,444
平成30年度	2,263	1,185	1,351	1,999	2,231	2,970	5,975	17,974
令和元年度	2,188	1,154	1,303	1,931	2,173	2,807	6,093	17,649
令和2年度	2,088	1,124	1,213	1,843	2,177	2,655	6,153	17,253
令和3年度	1,992	1,140	1,143	1,737	2,136	2,542	6,162	16,852
令和4年度	1,884	1,083	1,115	1,619	2,129	2,455	6,144	16,429
令和5年度	1,799	1,029	1,029	1,549	2,102	2,366	6,081	15,955
令和6年度	1,720	1,017	1,028	1,488	2,085	2,288	5,982	15,608

②生涯スポーツの状況

生涯スポーツは、誰もが楽しく気軽に参加でき、継続することで健康づくりや体力づくり、交流の場づくりにつながる重要なスポーツで、本市では、主にウォーキング、グランドゴルフ、ユニカールやカップ競技などが行われています。

担い手には「スポーツ推進委員（8人）」や「総合型地域スポーツクラブ」がありますが、様々なスポーツ体験ができるよう拡大の取り組みが必要です。

●総合型地域スポーツクラブ「尾鷲スポーツクラブ」加盟団体（令和7年度）

サークル（教室）名	競技
紀鷲S T C	ソフトテニス
スポレクおわせ	ユニカール
たんぽぽ	バレーボール

③競技スポーツの状況

本市の競技スポーツについては、行政が尾鷲市スポーツ協会（18団体）や尾鷲市スポーツ少年団（10団体）を中心とする競技団体と連携を図りながら振興が図られてきましたが、少子高齢化・人口減少の進行に伴い競技者・指導者ともに減少傾向にあるなか、活動を休止する団体が生じています。

競技団体を維持することは、市民が身近に携わることができる競技の選択肢に直結することから、既存団体の維持や休止団体の活動再開に向けて取り組むためには、専門知識を有する指導者の養成はもとより、競技経験者やボランティアの助力を得るなど地域全体で取り組む必要があります。

さらに、市内において競技団体が成立しない競技については、広域的に活動している団体等と協力体制を構築することを検討する必要があります。

●尾鷲市スポーツ協会加盟団体（18団体）（令和7年度）

・弓道協会 ・剣道連盟 ・柔道協会 ・水泳協会 ・スキーアカデミー ・卓球協会	・テニス協会 ・軟式野球連盟 ・日本空手協会尾鷲支部 ・バスケットボール協会 ・バドミントン協会 ・バレーボール協会	・陸上競技協会 ・レスリング協会 ・尾鷲体操スクール（休止） ・相撲連盟（休止） ・ソフトボール協会（休止） ・ヨット協会（休止）
--------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------

●尾鷲市スポーツ少年団加盟団体（10団体）（令和7年度）

・尾鷲剣道スポーツ少年団 ・尾鷲ソフトテニススポーツ少年団 ・尾鷲卓球スポーツ少年団 ・尾鷲ミニバスケットボールスポーツ少年団 ・尾鷲陸上スポーツ少年団	・尾鷲柔道スポーツ少年団 ・尾鷲ソフトボール少年団 ・尾鷲バドミントンスポーツ少年団 ・尾鷲野球スポーツ少年団 ・尾鷲バレーボールスポーツ少年団（休止）
------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------

④学校の体育・スポーツの状況

「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」における過去5年間の体力テスト結果を見ると、本市の小学校5年生では、男女とも総合点で全国平均を上回ったことは1回で、傾向として「筋パワー／筋持久力」、「全身持久力」、「疾走能力」、「筋パワー／跳躍能力」が平均を下回ることが伺えます。

一方、中学校2年生では、男女とも総合点で全国平均を上回る回数は増えていますが、「筋力」、「筋パワー／筋持久力」が平均を下回る傾向にあり、特に令和6年度の男子では「柔軟性」以外の項目が平均を下回る結果となりました。

また、「運動やスポーツをすることが好き」との回答について、全国的に中学生は小学生より少なくなる傾向があることから、将来にわたり運動習慣を定着させるためには、こうした時期においても「スポーツは楽しい」と実感できる機会を設けることが重要となります。

中学校の運動部活動においては、生徒数の減少や指導技術をもった教員の不足から、団体競技によってはチームを編成すること自体が困難な状況が生じているほか、社会問題となっている教員の長時間労働の解消などから、休日などにおける運動部活動の地域展開が求められる状況となっています。

【参考】全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果（小学校）

調査項目	小学校5年生男子					全国	小学校5年生女子					全国
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
握力 (筋力)	55.5	51.5	51.5	51.5	52.3	50.0	50.5	50.6	49.1	51.2	50.0	
上体起こし (筋パワー／筋持久力)	47.3	46.9	49.6	48.1	50.0		45.9	48.9	48.9	46.3	50.0	
長座体前屈 (柔軟性)	59.5	54.7	55.8	56.0	50.0		50.2	55.2	54.6	51.3	50.0	
反復横跳び (敏捷性)	47.9	50.3	51.0	51.1	50.0		46.9	53.1	50.0	49.3	50.0	
20mシャトルラン (全身持久力)	47.5	48.4	50.1	47.2	50.0		46.8	49.6	48.8	47.2	50.0	
50m走 (疾走能力)	45.7	47.7	51.7	47.9	50.0		48.7	49.2	48.8	46.5	50.0	
立ち幅跳び (筋パワー／跳躍能力)	45.8	49.4	51.0	46.6	50.0		51.6	50.1	48.3	46.8	50.0	
リトボール投げ (巧緻性／投球能力)	50.3	50.9	51.9	51.2	50.0		48.8	52.7	50.6	50.3	50.0	
体力合計点	49.7	49.2	52.4	49.7	50.0		48.3	51.6	49.8	47.2	50.0	

※その年の全国平均値50.0とし、相対的な位置を示した得点。

【参考】全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果（中学校）

調査項目	中学校2年生男子					全国	中学校2年生女子					全国
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
握力 (筋力)	57.7	47.4	46.8	49.4	50.0		48.7	47.6	43.2	49.1	50.0	
上体起こし (筋パワー/筋持久力)	49.1	48.2	46.5	48.4	50.0		49.2	48.0	46.4	48.9	50.0	
長座体前屈 (柔軟性)	57.8	52.9	50.2	54.0	50.0		51.1	52.8	50.9	54.7	50.0	
反復横跳び (敏捷性)	52.6	50.0	47.7	45.7	50.0		49.8	50.4	48.4	52.1	50.0	
20mシャトルラン (全身持久力)	50.0	52.0	48.7	46.0	50.0		49.2	51.3	49.6	50.6	50.0	
50m走 (疾走能力)	52.2	50.4	50.6	47.9	50.0		51.8	51.6	48.2	46.7	50.0	
立ち幅跳び (筋パワー/跳躍能力)	51.6	49.3	50.3	47.6	50.0		52.0	51.2	48.4	50.7	50.0	
リフトボール投げ (巧緻性/投球能力)	57.5	50.8	49.5	49.6	50.0		52.9	56.2	50.0	53.8	50.0	
体力合計点	54.2	50.9	48.6	47.6	50.0		51.8	51.7	47.4	52.0	50.0	

※その年の全国平均値を50.0とし、相対的な位置を示した得点。

⑤市民の運動習慣について

福祉保健課が令和5年に実施した「健康に関する市民アンケート調査」では、週に1～2回以上の運動を実践している人の割合が44.2%にとどまり、20～34歳と50～64歳の男性以外の全ての階層で1日の平均歩数が約3,000歩（約1.5Km）未満の人が多くなっています。

からだを動かすことは、健康の保持・増進はもとより、生活習慣病の予防につながることから、若い世代から運動の習慣化に取り組む必要があります。

● 1日のうち20分以上(1回につき)の運動の有無 (単位:%)

	週3回以上	週1-2回	月1-2回	ほとんどしない	無回答
全 体	25.9	18.3	10.5	44.5	0.8
男 性	32.9	19.0	10.9	36.4	0.8
女 性	20.9	16.9	9.8	51.5	0.9
そ の 他	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0
20-34 歳	33.0	14.4	11.3	41.2	0.0
35-49 歳	20.5	19.9	11.6	47.3	0.9
50-64 歳	23.0	19.4	13.3	44.4	0.0
65-75 歳	29.1	17.0	6.6	45.1	2.2

● 1日の平均歩行数 (単位：%)

	ほとんど家から出ない 未満	約3,000歩 (約1.5km) 未満	約3,000-5,000歩 (約2.5km) 未満	約5,000-8,000歩 (約4km) 未満	約8,000-10,000歩 (約5km) 未満	約10,000歩以上	わから ない	無回答
全 体	7.3	25.4	24.0	14.9	4.6	4.2	9.0	0.7
男 性	8.1	29.8	26.7	16.7	5.8	5.4	6.2	1.2
女 性	6.7	39.6	21.8	13.5	3.7	3.1	11.3	0.3
そ の 他	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0
20-34 歳	4.1	35.1	20.6	19.6	9.3	4.1	7.2	0.0
35-49 歳	1.8	32.1	24.1	17.0	6.3	8.0	10.7	0.0
50-64 歳	5.6	29.6	30.6	13.8	5.1	5.6	9.7	0.0
65-75 歳	14.3	43.4	18.1	12.6	0.5	0.5	8.2	2.2

⑥健康づくりや介護予防について

中央公民館やコミュニティーセンターなどでは、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツ教室やサークル等による自主活動が行われているほか、高齢者等を対象に、健康体操やスクエアステップなど介護予防を目的とした教室が行われています。

【参考】介護予防を目的とした教室の実績（参加者延べ人数） (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
介護予防教室	2,588	2,419	3,414	4,507	4,249
スクエアステップ	220	373	780	982	1,058
シルバー元気塾	0	475	747	658	714
合 計	2,808	3,267	4,941	6,147	6,021

※令和2・3年度はコロナ禍のため活動休止期間あり。

※スクエアステップ：マス目で区切られたマットの上で様々なパターンの足踏み（ステップ）をする頭と体の運動。転倒予防や生活習慣病予防、心身や認知機能向上に効果的。

※シルバー元気塾：「楽しく健康づくり、仲間づくり」を目的とした健康体操を月2回実施。

⑦スポーツ施設の状況

本市が管理するスポーツ施設には、体育文化会館、トレーニング室、武道場、運動場、テニスコート、野球場、九鬼体育館などがあり、いずれも老朽化対策が課題となっていますが、市営テニスコートについては令和5年3月、コートの全面改修が行われました。

また、野球場については、東紀州5市町における広域ごみ処理施設の建設地に旧野球場の場所が選定されたことで、旧野球場を撤去し、新野球場を建設することとなりました。

その間の代替え措置として、市では中部電力グラウンドを借り受け市民に貸し出すとともに、新野球場については「おわせSEAモデル構想」における総合公園「国市浜公園」整備の一環で整備し、令和8年度から供用開始となります。

さらに、体育文化会館については、耐震性が著しく低いことで令和5年2月より閉鎖されてきましたが、トレーニング室や図書館等と複合化のうえ耐震化を行ない、令和9年度からの供用を予定しています。

各施設の利用状況については、人口減少が進行するなか過去5年間では若干の増加がみられるものの、コロナ禍以前の7～8割程度に留まっています。

スポーツ施設については、市民がスポーツを楽しむ拠点となることから、市が管理する既存施設の改修や管理を適切に行なうとともに、市で整備されていない施設については、他市町プール利用補助金・負担金など、近隣市町の施設を市民が利用しやすくなる制度等の整備について検討するなど複合的な対策で市民が多様なスポーツを楽しむ環境整備を行う必要があります。

●体育文化会館及び運動場等諸施設の利用状況

(単位:人)

	施 設 名								
	体育文化会館	トレーニング室	武道場	市営運動場	テニスコート	市営野球場	中部電力グラウンド	九鬼体育館	合計
令和2年度	8,902	3,149	4,864	11,671	327	2,711			31,624
令和3年度	9,414	3,260	4,778	12,435	316	2,594			32,797
令和4年度	9,531	4,419	4,781	14,606	1,064	2,030			36,431
令和5年度		4,794	3,959	14,334	12,223	2,044		2,087	39,441
令和6年度		4,530	3,612	16,697	12,859	1,063	2,357	1,585	42,703

※体育文化会館は令和5年2月より閉鎖。

※体育文化会館閉鎖に係る代替策の一つとして令和5年度より九鬼体育館の貸し出しを開始。

※中部電力グラウンドは旧野球場撤去に伴い令和6年度より貸し出しを開始。

⑧学校施設の状況

より多くの市民がスポーツを楽しむことができる環境を整備するためには、本市のスポーツ施設に加えて、市内の各学校における既存体育施設の活用を積極的に図ることが非常に効果的です。

そのため、学校教育に支障のない範囲でより多くの市民が利用しやすくなるよう、学校体育施設の貸し出しに取り組んでいます。

●開放対象となる学校施設(学校教育に支障のない範囲で開放:令和7年4月1日現在)

名 称	開放施設	名 称	開放施設
尾鷲中学校	体育館・運動場・武道場	輪内中学校	体育館・運動場
尾鷲小学校	体育館・運動場	宮之上小学校	体育館・運動場
矢浜小学校	体育館・運動場	向井小学校	体育館・運動場
賀田小学校	体育館・運動場	北輪内中学校	運動場・照明施設

【参考】県立学校施設の開放(学校教育に支障のない範囲で開放:令和7年4月1日現在)

名 称	開 放 施 設	備 考
三重県立尾鷲高等学校	運動場・テニスコート・体育館・武道場・弓道場	本校(プールは尾鷲中学校水泳部にのみ使用を許可)
	運動場・トレーニング場・武道場・レスリング場	光ヶ丘校舎
東紀州くろしお学園 尾鷲分校	体育館	尾鷲高等学校光ヶ丘校舎内

⑨アンケート結果の分析

本計画の策定に先立ち、主に20代から70代の市民に対して郵送とWeb経由で実施した「スポーツ振興に関するアンケート(※資料編参照)」では、30代から40代の女性を多く含む218件の回答がありました。

これらの結果から、市民とスポーツの関わりについて、次のような状況が伺えます。

まず、スポーツ全般との関わりについては、何らかのスポーツを続けている人は充実感をもって健康的な生活が送れると「実感」していることと、スポーツをすることに興味がない人も含めて多くの人が「スポーツ観戦に关心がある」ということ。

また、1年間スポーツをしていない人に関して、理由については「時間がなかった」に次いで「機会がなかった」が多いなか、これらの人の半数以上が「スポーツを始めたい」と思っていること。

次に、子どものスポーツ習慣を形成するために必要と思う取り組みについては、「気軽に参加できるスポーツチームの創設」「スポーツ体験会の周知」「指導者の増加」などが多いこと。

さらに、子どもに限らずスポーツを始めるきっかけとして必要と思う取り組みについては、「運動・スポーツの体験会」「スポーツ教室の創出」「誰もが参加できるスポーツクラブの創出」が求められていること。

一方、スポーツボランティアへの参加については、「家族に関係するものなら

「参加したい」「機会があれば参加したい」との回答が、全回答の7割以上を占めています。

また、「どのようなスポーツをしているか・したいか」については、「ウォーキング、ランニング」「テニス、バドミントン、卓球」「体操（筋力トレーニング含む）」など、気軽なスポーツ、個人で行えるスポーツが上位を占めています。

そして、今後のスポーツ推進の取り組みで力を入れてほしいことについては、「公共運動・スポーツ施設の充実」が最も多く、次いで「スポーツ教室の充実」「子どもの体力向上」が多くなっています。

これらの結果から、市民スポーツを推進するためには、スポーツに関わる機会を提供することが重要であり、その手法としては「体験機会の創出」「スポーツ教室の創出」「指導者の育成」が望まれています。

あわせて、「スポーツ観戦」や「家族が関わるスポーツボランティア」への関心の高さについても注目する必要があります。

アンケート結果からも分かるとおり、あらためて「市民スポーツを推進すること」は「市民生活の充実と満足度」につながることから、本市が目指すまちの将来都市像「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現に大きく寄与するものと考えます。



【1】基本理念

スポーツでつなげよう地域の輪

～みんなでスポーツ やろらい尾鷲～

スポーツは「こころ」と「からだ」を健全に育むとともに、人ととの交流を深め、明るく活力に満ちた人生を送るうえで重要な役割を果たします。

価値観やライフスタイルの多様化とともに社会が成熟し複雑化するなか、身体的・精神的・社会的に幸せな状態である「Well-being：ウェルビーイング」の向上に対する関心が高まるにつれ、誰もが気軽に行うことができ、人生をより豊かで充実感を高めてくれるスポーツへの関心がますます高まっています。

本市では、第1次尾鷲市スポーツ推進計画において基本理念を【だれもが楽しめるスポーツの振興～スポーツはみんなのもの やろらい尾鷲～】とし、「①健全な心身をはぐくみ、活力を生む生涯スポーツの推進」「②互いの力を高め合う競技スポーツの振興」「③スポーツのある豊かな暮らしを支える環境づくり」の3つの基本目標を掲げてスポーツ振興を推進してきました。

この間、スポーツ環境づくりにおいては、老朽化が著しかった市営テニスコートが全面改修されたほか、「おわせSEAモデル構想」や「尾鷲市公共施設個別計画」など本市が進める計画と連携して野球場の新設や体育文化会館の全面改修が行われることとなるなど、安心・安全で、より快適なスポーツ施設の整備が図られました。

そのうえでも、市民全てのニーズに応えるスポーツ施設を確保することは困難なことから、近隣市町の施設を利用しやすくできるよう取り組む必要があります。

また、競技スポーツの振興に関しては、「三重とこわか国体・三重とこわか大会」を契機に、新たな競技として「オープンウォータースイミング」に係る全国大会を誘致することができました。

国民スポーツ大会三重県代表選手選考や日本水泳連盟認定サーキットレース大会として、オリンピック日本代表選手などを含む有力選手が全国から出場する大会が毎年、開催されており、トップクラスの選手とともに競技することや競技を間

近に観覧することはもとより、ボランティアとして大会運営支援に関わることもできることから、「する」「みる」「ささえる」全ての立場で貴重な機会となっており、今後もこのような機会の創出を目指します。

さらに、生涯スポーツの推進においても、国体デモンストレーションスポーツとして「ウォーキング」「ユニカール」「カップ」の競技を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となりました。

しかし、現在もこれらの生涯スポーツは継続して行われており、なかでも、尾鷲ヒノキを活用したニュースポーツ「カップ」においては、市制施行70周年を迎えた令和6年度に本市で全国大会を開催することができました。

これら4つの競技は、いわば「レガシー」として、次回、三重県での開催が内々定した令和17年の第89回国民スポーツ大会に向けて、より積極的な取り組みが求められます。

その一方、コロナ禍によってあらゆるスポーツ活動と交流機会が減少したこと、あらためてスポーツの重要性を認識させられることとなりました。

現在、本市においては、人口減少やコロナ禍の影響などから、スポーツ人口が減少していますが、スポーツは、個人の健康維持や体力増進、人生の充実感を高めるだけでなく、スポーツを通じた人と人との交流はコミュニティを元気にし、さらには、東紀州や県内外の地域など幅広い交流に繋げることで、尾鷲を元気にすることにもつながるものと考えます。

スポーツは、「する」「みる」「ささえる」など様々な立場で、誰もが楽しみながらまちを元気にさせます。

そのため、本市では、誰もがスポーツに親しむ社会の実現を通じて、地域の活性化に繋げるため、生活の中に自然とスポーツがある状態「Sport in Life：スポーツ・イン・ライフ」の実現を目指し、新たな基本理念を【スポーツでつなげよう地域の輪～みんなでスポーツ やろらい尾鷲～】としてスポーツの推進に取り組んでいきます。



【2】基本目標

スポーツに関する基本理念を定めた「スポーツ基本法」では、前文において、冒頭「スポーツは、世界共通の人類の文化である」と述べ、続いて「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠のもの」と言及しています。

本計画は、ライフスタイルやライフステージに合わせて「誰もがスポーツに親しむことができる社会」「スポーツ・イン・ライフ」の実現を目指すものであり、スポーツは、人種や性別、年齢や障がいの有無を問わず、誰もが生涯にわたって『「して」楽しむ、「みて」楽しむ、「ささせて」楽しむ』ことができるものであることから、本計画ではスポーツを、競技スポーツに加えて、ウォーキングやニュースポーツなどの生涯スポーツ、ダンスや健康体操などの健康づくり、ハイキングやサイクリング、野外活動やレクリエーション活動をも含む、幅広い概念と位置づけます。

また、少子高齢化と人口減少が進み、厳しい財政状況下にある本市において効果的にスポーツ振興を図るためにには、様々な課題や社会背景に対応しながらも、誰もがスポーツを楽しむことができるよう、地域全体でスポーツ環境を支えることができる仕組みや体制づくりが重要です。

これらを踏まえ、基本理念の実現に向けて次の3つを基本目標に掲げ、計画的に取り組みます。

①スポーツ活動の充実

市民の誰もがライフスタイルやライフステージに応じて気軽にスポーツに親しめるよう、地域、学校、スポーツ団体および行政などが連携し、スポーツに参加できる機会の拡大に努めます。

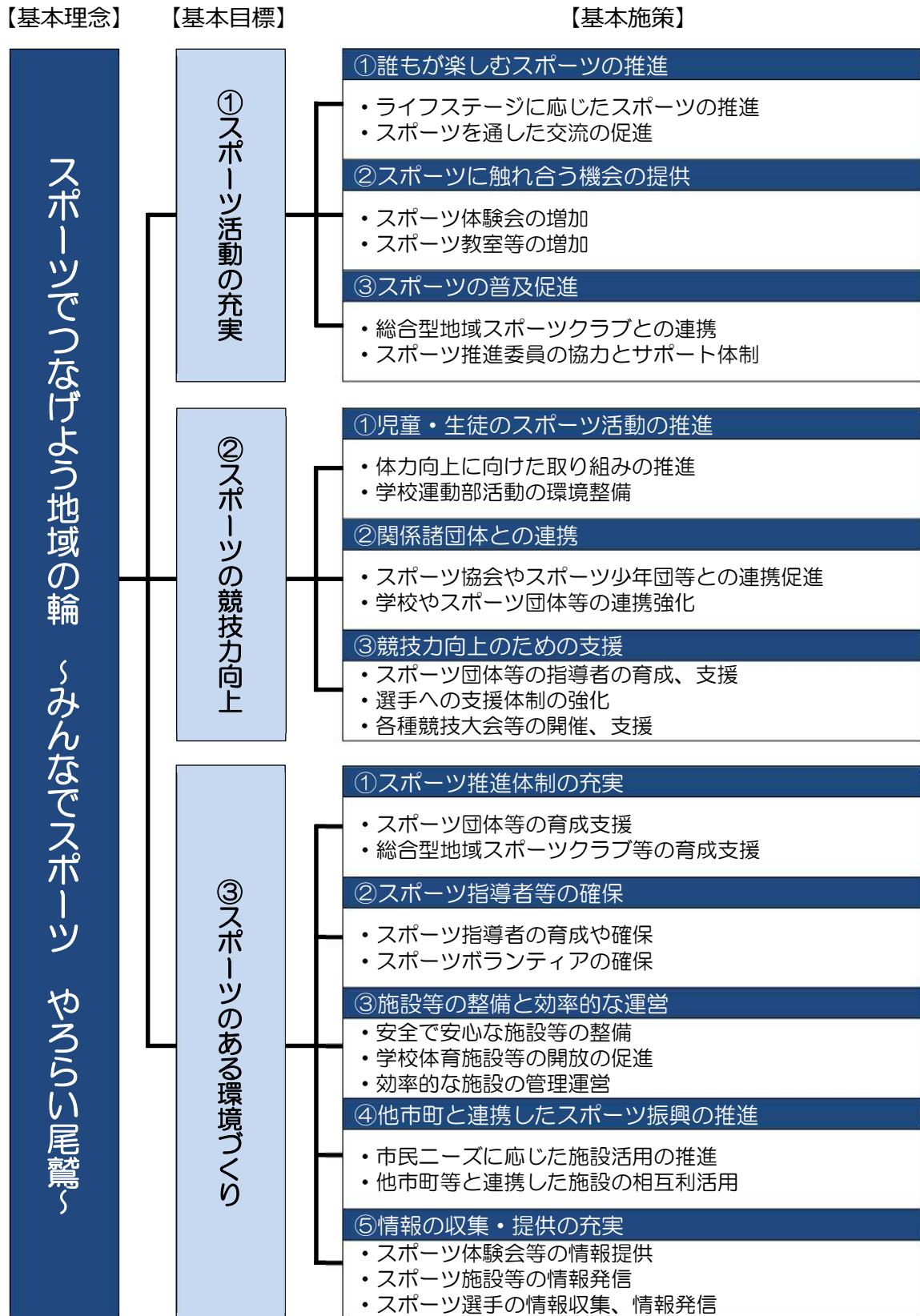
②スポーツの競技力向上

市民のスポーツに対する関心や意欲を喚起するとともに、スポーツに興味をもった人たちが自分に合ったスポーツを選択でき、選手としての能力・適性を伸ばすことができるよう、関係団体と連携し、優れた競技者の育成に努めます。

③スポーツのある環境づくり

誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設を適切に管理するとともに、スポーツ振興を推進するための環境づくりに努め、市民がスポーツを行う実施率の向上を目指します。

【3】施策体系



第3章 基本施策

【1】スポーツ活動の充実

① 誰もが楽しむスポーツの推進

- ・ライフステージに応じたスポーツの推進
- ・スポーツを通した交流の促進

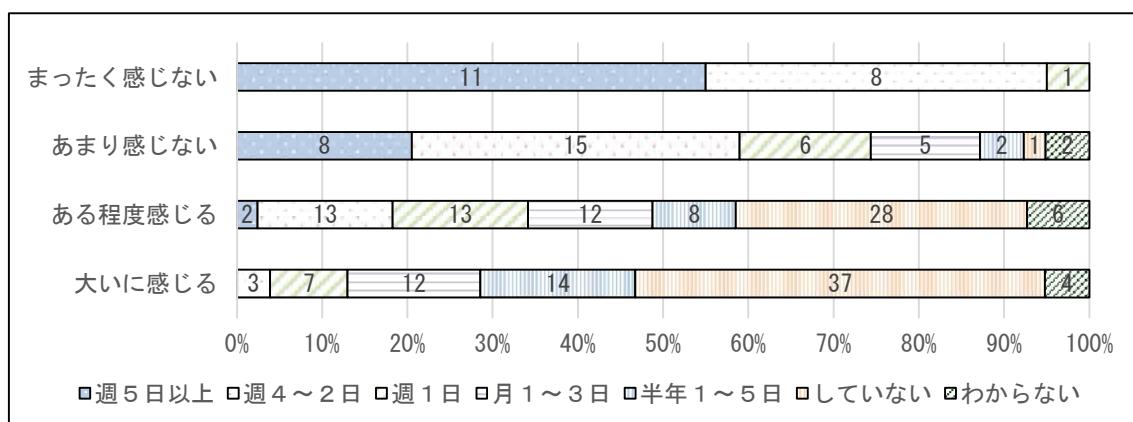
スポーツ庁の令和6年度「スポーツ実施状況等に関する世論調査」によると、全体で月に1～3日以上スポーツをしている人の割合が62.7%であったのに対し、市が実施したアンケートによると、全体で月に1～3日以上スポーツをしている人の割合が53.2%となっており、全国の状況を下回っています。

一方で、市のアンケート結果から「週5日以上」「週4～2日」スポーツをしている人の多くは、「運動不足をまったく感じない」「あまり感じない」と答えており（別表1）、「運動不足をまったく感じない」「あまり感じない」と答えた人の多くは、「充実感がある」「どちらかといえば充実感がある」と日常生活に充実感を感じています（別表2）。

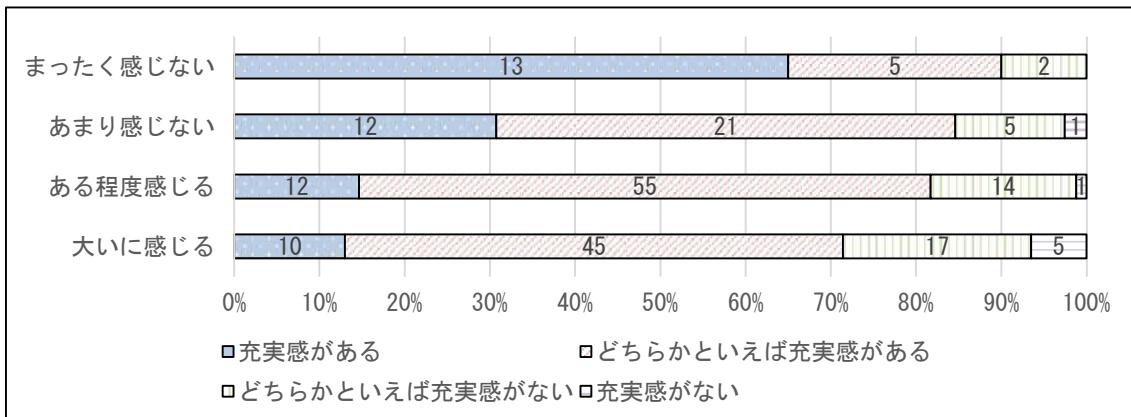
また、同じく「運動不足をまったく感じない」「あまり感じない」と答えた人の多くは、「健康である」「どちらかといえば健康である」と日常の健康状況が良好であると実感していることが分かります（別表3）。

そこで、スポーツの実施率を向上させることは、日常生活に充実感を与えるとともに、健康的な生活を過ごせることにつながると考えられることから、全ての世代で自分に合った運動習慣を身に付け継続していくことが、一人ひとりの元気に、地域の元気に、まちの元気につながるものと考えます。

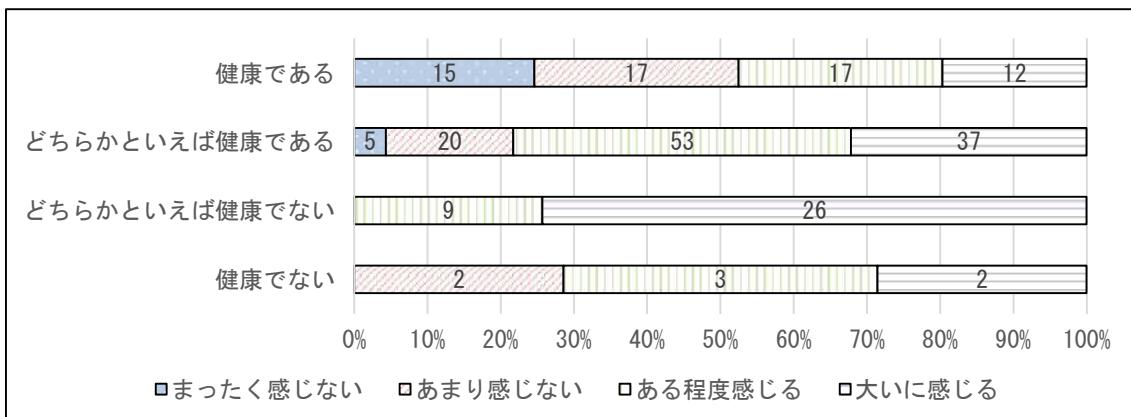
■別表1※「運動不足調査」と「スポーツ実施調査」のクロス集計（n=218）（単位：人）



■別表2※「運動不足調査」と「生活の充実感調査」のクロス集計（n=218）（単位：人）



■別表3※「運動不足調査」と「健康状況調査」のクロス集計（n=218）（単位：人）



誰もが楽しむスポーツを推進するためには、誰もが気軽に親しむことができる身近なスポーツの存在が重要であり、こうした「誰でも」「いつでも」「一人でも」気軽に親しむことができる身近なスポーツには、ウォーキングがあります。

ウォーキングは、市民の健康増進を図ることを目的とした「第3次尾鷲市健康増進計画」においても健康づくりの取り組みの一つとして推奨されており、ウォーキングを始めるきっかけとして、市では、身近な地域で楽しみながら自主的にウォーキングに取り組むことができるよう「OWASE ココロとカラダの健康ウォーキングマップ」(20コース)を作成し、リーフレットの配布やWeb掲載を通じて周知を行なうなど、マップを活用したウォーキングを推奨しています。

さらに、世界遺産に登録されている本市の熊野古道を活用したウォーキングイベント「おわせ海・山ツーデーウォーク」なども毎年開催しています。

また、一人ひとりが、それぞれの状況に応じてスポーツに望むことや目的・目標なども異なることから、誰もがスポーツを楽しむため、ライフステージに応じてスポーツを推進することが重要であると考え、多様な人々が一体となってスポーツ

を楽しむことができる共生社会の実現を目指す「インクルーシブスポーツ」の理念のもと、大きく後述の「4つのステージ」に分類して、各ステージに合わせた働きかけを行っていきます。

さらに、スポーツをしていない人においても、全世代ができるスポーツに関わる機会を通じて、地域や世代間での交流する機会を提供するため、誰でも気軽に参加しやすいスポーツの普及を推進していきます。

■ 「4つのステージ」ごとのスポーツ推進

①子どものスポーツ

少年期から幅広いスポーツに親しみ体を動かすことができるよう、気軽に参加できる体験会等を開催し、スポーツに触れ合う機会の増加を図ります。

②成人のスポーツ

スポーツを通じた市民の健康づくりに取り組むとともに、自主的にスポーツ活動を実施できるよう情報提供に努めています。

③高齢者のスポーツ

体に負担を掛けないような体操等の情報提供を行ない、軽スポーツ等を体験できる機会を創出していくとともに、団体の運動会等にも活用できるよう、相談体制を構築していきます。

④障がい者のスポーツ

障がいのある人も気軽に参加できる「ユニバーサルスポーツ」の普及・啓発を図っていきます。



② スポーツに触れ合う機会の提供

- ・スポーツ体験会の増加
- ・スポーツ教室等の増加

市が実施した「スポーツ振興に関するアンケート」において、「子どものスポーツ習慣を形成するためにどのような取り組みが必要か」を尋ねた質問の回答は、「気軽に参加できるスポーツチームの創設」が19.1%、「スポーツ体験会の周知」が14.9%、「指導者の増加」が14.7%、「近隣市町と連携した育成の広域化」が11.5%、などとの結果となりました。

年少期から様々なスポーツに触れ、体験を通じてスポーツ習慣を形成することは、将来に渡るスポーツの習慣化につながることが大いに期待されます。

また、全世代を対象に尋ねた「運動やスポーツを始めるきっかけとなる取り組み」の質問では、「スポーツの体験会」が25.7%、「スポーツ教室の創出」が18.7%、「気軽に参加できるスポーツチームの創設」が16.2%、「施設使用料等の引き下げ」が15.5%、などの結果となりました。

いずれの質問においても「気軽にスポーツができる機会や体験できる機会が必要」との意見が多く、スポーツ体験会やスポーツ教室等を通じてスポーツに触れ合う機会を提供することが、市民のスポーツ活動の充実につながると期待されます。

現在、市では、スポーツ教室として「硬式テニス教室」を開催しており、毎年、4月の参加申し込みを経て、5月中旬から12月中旬まで、市営テニスコートにおいて毎週火曜日にテニス教室を実施しています。

今後、スポーツに触れ合う機会の拡大を目指し、各スポーツ団体等と協力しながらスポーツ教室・体験会等の機会提供の拡大に努めます。

③スポーツの普及促進

- ・総合型地域スポーツクラブとの連携
- ・スポーツ推進委員の協力とサポート体制

広くスポーツの普及促進を図るためにには、誰もが気軽に楽しむことができるスポーツを普及することが効果的です。

勝敗を競うだけでなく、プレイそのものを楽しむことや、健康づくり、交流など、多様な目的や楽しみをもったスポーツ活動を希望する人たちの地域の受け皿として、「総合型地域スポーツクラブ」や「スポーツ推進委員」があります。

総合型地域スポーツクラブは、年齢を問わず、様々なスポーツを一人ひとりのレベルに合わせて参加できる「地域住民による自主的・主体的な運営」によるスポ

ツクラブで、本市には現在、「ソフトテニス」「バレーボール」「ユニカール」の競技を行う3団体が加盟する「尾鷲スポーツクラブ」があります。

地域におけるスポーツ活動をより活性化するためにも、今後、尾鷲スポーツクラブとのいっそうの連携を図っていきます。

また、スポーツ実技の指導や助言、スポーツ行事や事業への協力を行うスポーツ推進委員は、スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整の役割も担っています。

そのため、スポーツ推進委員が、技能や能力の向上に必要な研修等に参加することを支援するとともに、スポーツ推進委員の活動の場の拡充を図り、学校や行政機関、各スポーツ団体等と協力し合いながら、より多くの人が楽しめるスポーツの普及を促進していきます。



【2】スポーツの競技力向上

① 児童・生徒のスポーツ活動の推進

- ・体力向上に向けた取り組みの推進
- ・学校運動部活動の環境整備

児童・生徒のスポーツ活動の推進においては基礎的な体力や運動能力を培い高めることが重要であり、競技力の向上に向けて、多様な運動に触れることで自分に合ったスポーツを選択する機会を持つとともに、発育段階に応じて適切な指導のもと、一人ひとりの能力・適性を伸ばしていくことが重要です。

このことから、様々なスポーツに触れられる機会の創出や、適切な指導体制確保を支援する取り組みを推進していきます。

また、中学校における運動部活動においては、少子化に伴い学校単一でのチーム編成ができないことや、部活動そのものが廃部となることなどにより、活動が縮小しています。

生徒が多様なスポーツ活動を行ううえで部活動が継続できる環境を整備することは重要であることから、学校における方針を第一としながらも、複数校によるチーム編成や行政区を越えたチーム編成の構築等についても検討し、関係機関との協議を行ってまいります。

② 関係諸団体との連携

- ・スポーツ協会やスポーツ少年団等との連携促進
- ・学校やスポーツ団体等の連携強化

スポーツにおける競技力を向上するためには、スポーツごとに専門性をもった指導体制のもとで競技を続ける環境が重要となります。

そのため、尾鷲市スポーツ協会や尾鷲市スポーツ少年団等における各競技団体と連携した取り組みの促進を図っていきます。

また、中学校における運動部活動においても競技力向上の面においては同様であり、部活動における学校の方針を第一としながらも、尾鷲市スポーツ協会や尾鷲市スポーツ少年団を始めとしたスポーツ団体等と連携を図っていきます。

なお、学校運動部活動においては、全国的に教員の過度な負担を軽減する必要性が生じており、特に位置づけが曖昧であった休日における部活動の在り方を改善することが必要となっています。

現在、休日部活動に関しては、全国的に地域へと移行する展開が国において検討

されていますが、本市においては、人口減少・高齢化に伴う受け入れ人材やスポーツ団体等確保の困難、学校における部活動方針と地域人材やスポーツ団体等との方針の調整、それぞれの役割と責任の整理・明確化など、多くの課題があります。

こうした状況は近隣市町においても同様に生じていることから、引き続き国における制度設計等の動向に注視しながら、できるかぎり生徒が希望する運動部活動が行えるよう、広域的に東紀州地域の行政、学校、スポーツ団体、保護者、住民等が連携するなど持続可能な運動部活動の在り方を模索する必要があります。

③ 競技力向上のための支援

- ・スポーツ団体等の指導者の育成、支援
- ・選手への支援体制の強化
- ・各種競技大会等の開催、支援

地域におけるスポーツ競技力の向上に向けた効果的な支援としては、「各種競技団体における指導者の育成・支援」を強化することが挙げられます。

また、選手のモチベーション向上につながる「選手への支援体制」を強化する取り組みに加えて、選手が日ごろの鍛錬や練習の成果を発揮するとともに、その時点における自身の実力の確認や新たな課題の気づきにつながる「実践の場」を確保する取り組みも重要です。

また、競技団体が、組織的・安定的かつ自主的な運営を良好に継続するためには、指導者の存在が必要不可欠です。

一定数の指導者が確保され、順調に世代交代が図られていく組織においては、組織が存続することで時代に即した選手の育成が図られ、競技力の向上につながる体制が存続します。

そのため、専門的な知識や技能をもった新たな指導者の確保を目指すとともに、指導者の育成のための「養成講座や講習会・研修会」などの機会や情報を提供するとともに、手続き面等における相談・支援の充実を図ります。

また、競技力向上に向けた選手への支援に関して、現在、国民スポーツ大会やインターハイに出場した選手やチームなどには、尾鷲市スポーツ協会を通じて国体・高校総体助成金の支給や、優秀選手として公に表彰することなどで、選手のモチベーション向上に資する取り組みを行っていますが、様々な大会に出場している個人等においても優秀な成績をおさめている選手もいることから、幅広い支援体制の充実について検討する必要があります。

さらに、本市で開催される大きな競技大会として、三重どこわか国体の正式種目であった「オープンウォータースイミング」に係る大会がありますが、この大会は、三重県における国民スポーツ大会代表選手選考会であるため、本市の選手も多数

参加しています。

また、競技団体公式の全国大会でもあることから、オリンピック日本代表を始めとしたトップクラスの選手が参加するハイレベルな大会であり、地元の競技者がこうした選手の競技を直接、体感できるなど、競技力の向上に大きくつながっています。

各種競技大会や実技講習会などは、日ごろの練習の成果を発表し、切磋琢磨により競技力を向上させるためにも大きな役割を持っていますが、近年の急速な人口減少・少子化に伴い、小中学生の各種大会も開催が難しくなっていることから、大会開催においても東紀州地域で連携した取り組みを推進する必要があります。

本市においては、令和8年度からは国市浜公園における新野球場の供用が開始すること、また、令和9年度からは、新たに整備された体育文化会館の供用が開始することなどから、広域的な大会開催に向けて積極的に取り組んでいきます。



【3】スポーツのある環境づくり

① スポーツ推進体制の充実

- ・スポーツ団体等の育成支援
- ・総合型地域スポーツクラブ等の育成支援

本市のスポーツ推進体制を充実するには、既存のスポーツ関係団体組織の支援はもとより、新たな団体等の育成等についても行う必要があります。

長年、地域において各種競技者を束ねる団体を擁する「尾鷲市スポーツ協会」や「尾鷲市スポーツ少年団」については、かつて競技者であった人が団体に加盟し、指導者として地域のこどもや後進競技者の育成に携わり、また「美し国三重市町対抗駅伝」や「オープンウォータースイミング三重オープン大会」ほか、各種競技大会などにおいて、スタッフ等として運営や選手の育成支援に携わるなど、地域におけるスポーツ推進に大きく貢献していることから、今後も団体およびその活動の存続に向けて育成支援を継続する必要があります。

また、総合型地域スポーツクラブの「尾鷲スポーツクラブ」については、広く市民が主体的に運営し、誰もが気軽にスポーツを楽しめるように設けられるスポーツクラブであり、年齢や障がいの有無によらず、様々なスポーツを一人ひとりのレベルに合わせて参加できるものであることから、本計画で推進する「ライフスタイル」や「ライフステージ」に合わせて「誰もがスポーツに親しむことができる社会」「スポーツ・イン・ライフ」の実現を目指すうえで、「子どものスポーツ」「成人のスポーツ」「高齢者のスポーツ」「障がい者のスポーツ」の4つのステージ全てにおいて柔軟に携わることができるスポーツ団体として充実を図っていきます。

現在のところ、本市では加盟団体数が少ない状況にありますが、その増加に向けて新たな加盟団体の育成支援に取り組むことが重要であると考えます。

また、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブは、中学校の運動部活動の競技力向上や地域展開を検討するうえでも重要な役割を担うものと考えられることから、引き続き支援を継続していきます。

② スポーツ指導者等の確保

- ・スポーツ指導者の育成や確保
- ・スポーツボランティアの確保

誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めるうえで、スポーツ指導者を確保することは極めて重要な要素です。

スポーツにおける指導者は、競技における目的達成に向けた技術や戦略を指導するだけでなく、参加者が充実感や高いモチベーションを持って主体的に競技に取り組めるよう指導・支援することで、地域におけるスポーツ活動の活性化につながる重要な役割を果たします。

しかし、本市においては、人口減少に伴い選手だけでなく指導者も不足しており、確保に苦慮する状況にあります。

今後は、市内において研修会や講習会の開催、情報提供等により指導者の育成支援を継続するだけでなく、より広域的な範囲で指導者を確保することについても検討する必要があると考えます。

また、指導者においても貴重な時間を割いて指導に当たっていることから、優れた指導者を確保するためには有償化も検討する必要があると考えます。

さらには、指導者の確保が難しくなっているだけでなく、日ごろのスポーツ活動や大会等の運営におけるスタッフを確保することも難しくなってきています。

こうしたスタッフについては、スポーツの指導に対する専門的な知識や経験がなくとも関わることができる部分も少なくないことから、大会開催やその観戦、また、関連する情報の積極的な発信などを通じて、スポーツに関心を持つ人を増やすとともに、家族や友人などが参加する大会などを始めとして、「支え手」としてスポーツ活動に参加してもらえる、スポーツボランティアの育成や確保などについても取り組んでいく必要があります。

③ 施設等の整備と効率的な運営

- ・安全で安心な施設等の整備
- ・学校体育施設等の開放の促進
- ・効率的な施設の管理運営

スポーツ施設は多くの市民がスポーツを楽しむ拠点であることから、適切な管理と効率的な運営が必要となります。

市民アンケートでも、今後のスポーツ推進のためにどんなことに力をいれてほしいかとの設問に対する回答において「公共運動・スポーツ施設の充実」が最も多かったことから、市民の関心の高さが伺えます。

本市におけるスポーツ施設は、近年まで老朽化への対応が十分に行えていない状況にありました。

しかし、令和5年3月には市営テニスコートが改修され、中部電力三田火力発電所の撤退を契機とした「おわせSEAモデル構想」においては、発電所跡地に整備される国市浜公園内に令和8年度から供用を開始する新たな野球場が整備されることとも、市民がスポーツに親しみ、憩い集える場づくりが計画されています。

さらに、体育文化会館においても耐震・長寿命化とトレーニング室等との施設の複合化等の工事が行われ、令和9年度から供用を開始する見込みであるなど、大幅に老朽化施設の更新が図られることで、安全で安心な施設整備が進んでいます。

また、天候に関係なく様々なスポーツ活動ができるような屋内運動環境の充実についても、検討が必要と考えます。

次に、学校体育施設の開放についても、誰もが日常的にスポーツに参画することができる機会を確保するうえで重要な取り組みであり、現在は、学校教育に支障のない範囲で一般開放を行っています。

今後も学校体育施設の利用については、学校や利用団体等と連携を取りながら、より多くの市民が利用できるよう有効活用を図っていきます。

また、さらに、市が管理するスポーツ施設や学校体育施設においても、施設運営の効率化をすることも重要です。

特に、施設利用における予約手続きについて、スポーツ施設の利用状況や空き状況などの情報を見える化し利用希望者と共有できる環境の構築、Web経由での使用申請手続き、また、利用状況の調整や決定に関する運用方法の確立などについて検討を行い、より利用者の利便性に配慮した環境整備に努めます。

●尾鷲市運動施設の整備方針

名 称	建 設 年 等	整 備 方 針
尾鷲市営野球場	令和 8年 月	令和7年度に旧野球場を解体 令和8年度に新球場の供用を開始
尾鷲市立運動場	昭和 42年 7月	現状で維持活用・必要に応じ部分改修
テニスコート	昭和 42年 7月 昭和 62年 2月：改修 令和 5年 3月：改修	令和5年3月に人工芝に改修 現状で維持活用・必要に応じ部分改修
尾鷲市体育文化会館	昭和 42年 7月	耐震・長寿命化工事中 令和9年度からの供用開始を予定
尾鷲市立武道場	昭和 56年 12月	現状で維持活用・必要に応じ部分改修
尾鷲市九鬼体育館	昭和 52年 10月	現状で維持活用・必要に応じ部分改修
大曾根公園テニスコート	平成 5年 11月 平成 24年 10月：改修	現状で維持活用・必要に応じ部分改修

※各施設とも「尾鷲市公共施設個別計画」における方向性等に沿って整備を進める。

④他市町と連携したスポーツ振興の推進

- ・市民ニーズに応じた施設活用の推進
- ・他市町等と連携した施設の相互利活用

スポーツ施設の利用については、市民ニーズに応じた利用を推進する必要があるなか、全国的にも、比較的、休日や夜間の利用希望が多くなることで利用者が希望する日時に使用できないなどの状況が生じており、学校開放制度を併用しても利用状況の調整が必要となる場合もあることから、利用希望者に対してていねいな対応が求められます。

さらに、市民ニーズに対応した施設が整備されていないなどの状況もあり、本市では、広く市民が利用していた民間の水泳施設が閉鎖されて以降、近隣市町のプールを利用している市民に費用の一部を助成する補助制度を設けています。

このように、市民のニーズに対応した全ての施設を整備することは困難であることから、より多くのニーズにこたえるべく、東紀州地域の各市町が所有している既存スポーツ施設の相互利用を促進するとともに、その支援策について検討していきます。

さらに、他市町と連携した施設の相互利活用に関しては、大会開催における施設利用の広域化を始め、スポーツ施設を利用したスポーツ合宿などによる他市町との連携についても推進を図るとともに、他市町が所有している施設だけでなく、スポーツを通じて海、山、熊野古道などの地域資源のフィールドを活かした連携を推進し、交流人口の増加を目指していきます。

⑤情報の収集・提供の充実

- ・スポーツ体験会等の情報の提供
- ・スポーツ施設等の情報発信
- ・スポーツ選手の情報収集、情報発信

スポーツ活動やスポーツイベントに関する情報を積極的に発信することは、より多くの人が「する」「みる」「ささえる」など、それぞれが希望する形でスポーツ活動に参加するきっかけとなることから、本市のスポーツ推進を図るうえで情報収集と情報提供の充実を図ることが重要となります。

市民アンケートにおいて、スポーツを始めるきっかけとして必要と思う取り組みに「スポーツ体験会の開催」や「スポーツ教室の創出」を多くが望まれていることから、その実施にあたり情報を幅広く届けることが、多くの人とスポーツをつな

ぐことに効果的であるため、積極的に情報発信を行っていきます。

また、本市では、野球場の新築工事や体育文化会館の改修工事等が行われており、供用が開始された際には、その他の既存施設や学校体育館の利用に係る情報も含めてスポーツ施設全般の情報を発信することで、市民利用だけでなく広域的な大会や合宿等での利用を通じて地域との交流を促進させ、まちの活性化につながる施設の活用に努めます。

さらに、地元や地元出身のスポーツ選手やチームなど競技者らの活躍を把握し、本人らの同意のもと活躍を周知することは、選手らの励みやモチベーションの向上につながるとともに、地域の人々のスポーツ活動への関心を高め、一体感の醸成や活性化につながる効果も期待されます。

また、選手らの活躍は、同じスポーツに携わる人やこれからスポーツを始めようとする、特にこどもや若者などにとっての目標となるなど、次世代の競技者育成にも貢献するものと考えます。

こうしたスポーツ選手の活躍などの情報等については、従来、スポーツ協会やスポーツ少年団などを通じて把握し、優秀な成績を収めた選手や競技者については、毎年、表彰するなど顕彰を行ってきましたが、近年では、市内の競技団体に所属せず個人で活躍する競技者や他市町のクラブチームなどに所属して優秀な成績を収める選手もいることから、よりいっそうの情報収集に努め、より多くの選手の活躍や各団体の活動状況等について積極的に情報発信を行っていきます。



【資料編】

令和7年度 スポーツ振興に関するアンケート調査結果

本計画策定にあたり、市民のスポーツとの関わりやニーズ等を把握するために実施した「スポーツ振興に関するアンケート調査」の結果は次のとおりです。

調査対象：主に20代～70代までの市民（回答件数：218件）

調査時期：令和7年6月

調査方法：①無作為抽出による郵送調査（120通送付）

②Web調査（広報おわせ令和7年6月号での告知、市内小中学校

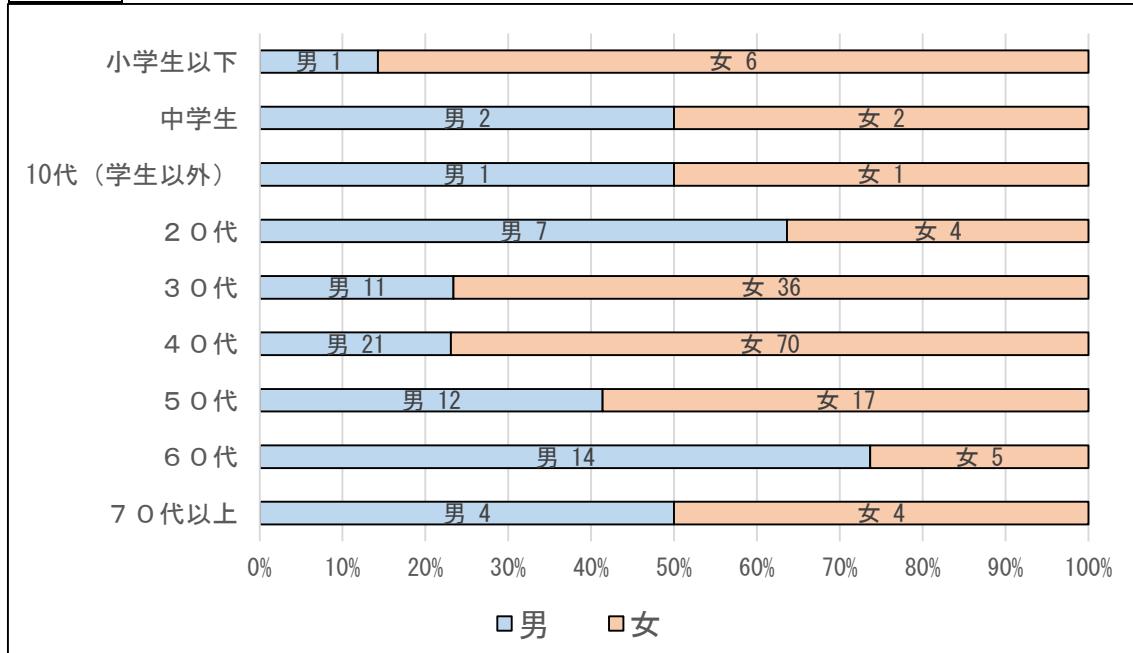
に通う全児童・生徒の家庭への案内での告知）

※一部、回答のあった児童・生徒の回答を含みます。

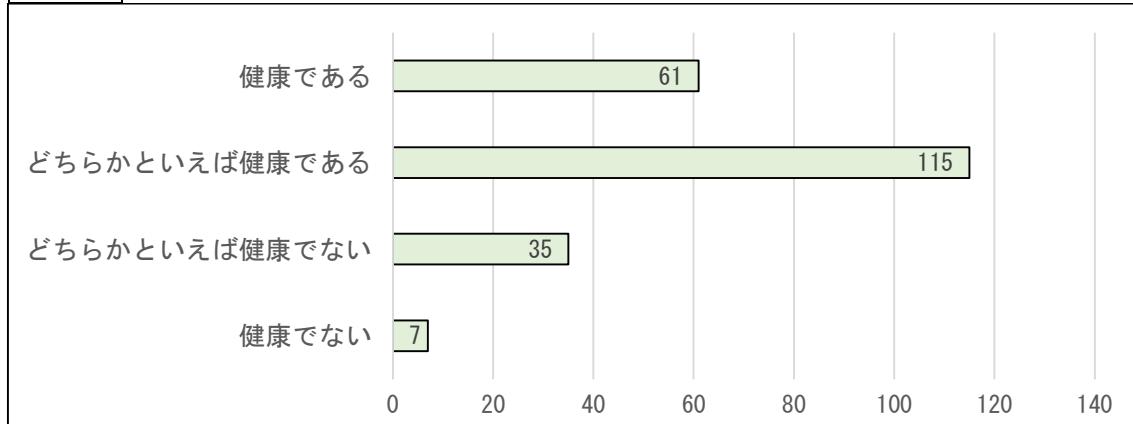
問 1 年齢を教えてください。

問 2 性別を教えてください。

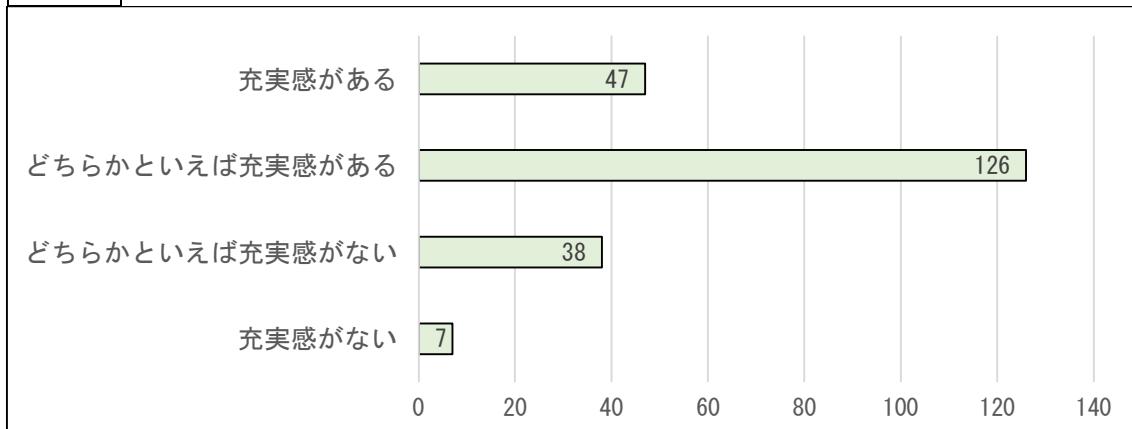
※問1と問2のクロス集計



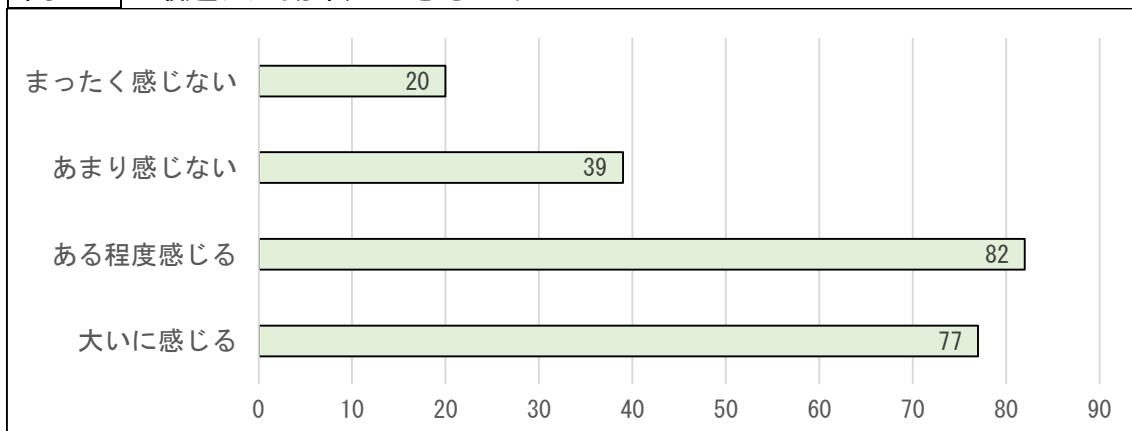
問 3 最近、健康だと思いますか。



問 4 日常生活の中で、どの程度充実感がありますか。

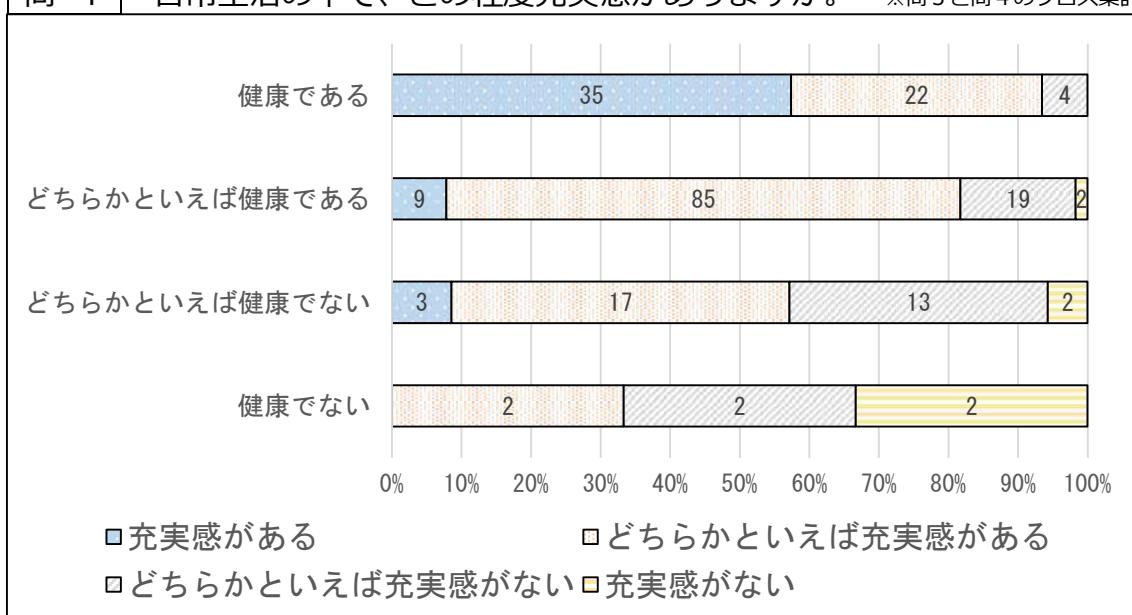


問 5 最近、運動不足を感じますか。



問 3 最近、健康だと思いますか。

問 4 日常生活の中で、どの程度充実感がありますか。 ※問3と問4のクロス集計



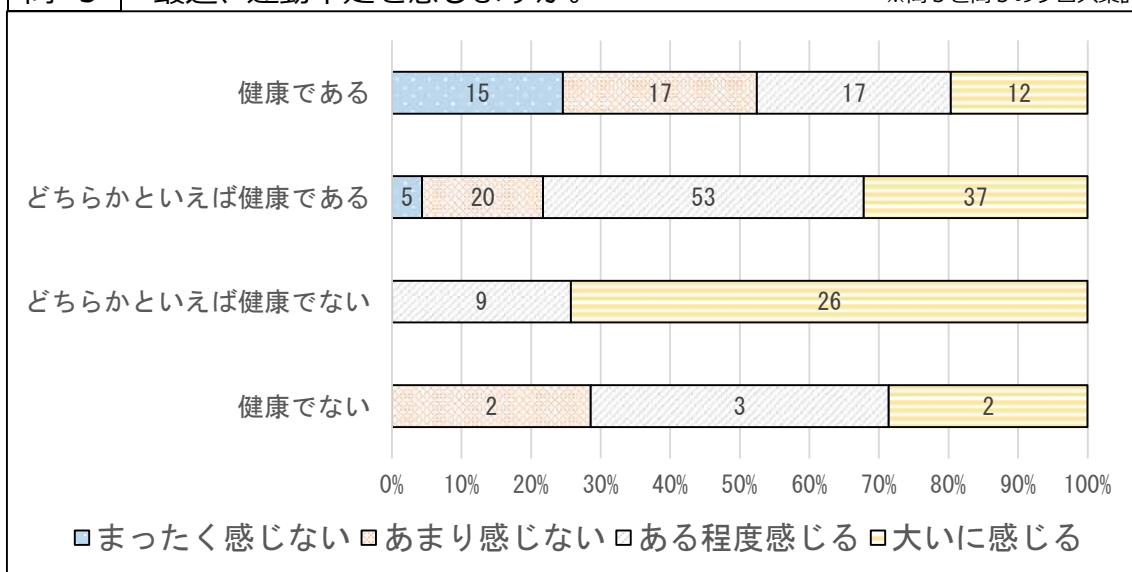
問 3

最近、健康だと思いますか。

問 5

最近、運動不足を感じますか。

※問 3 と問 5 のクロス集計

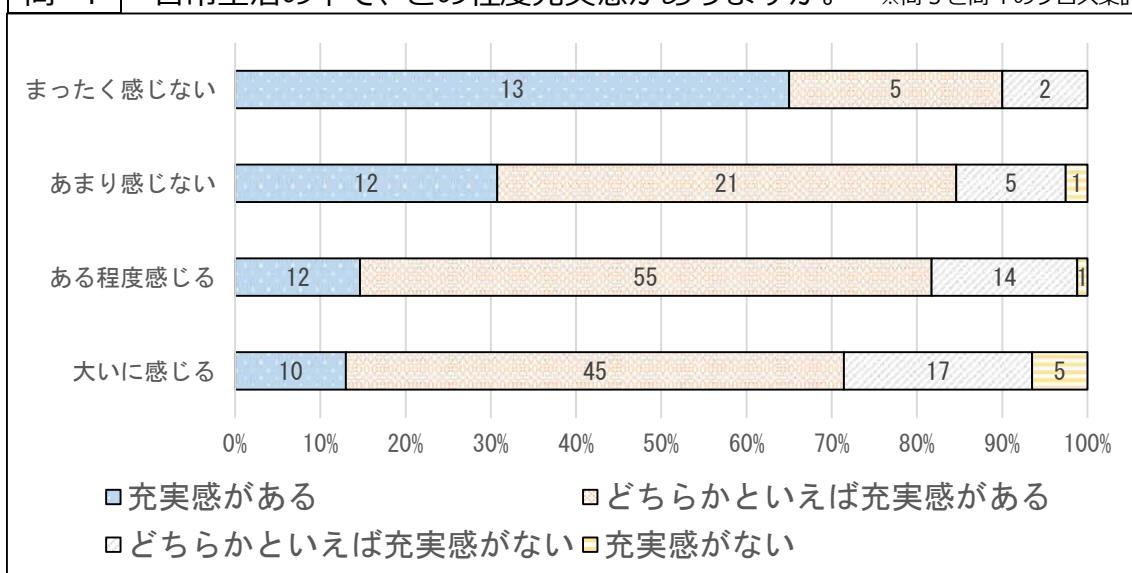


問 5

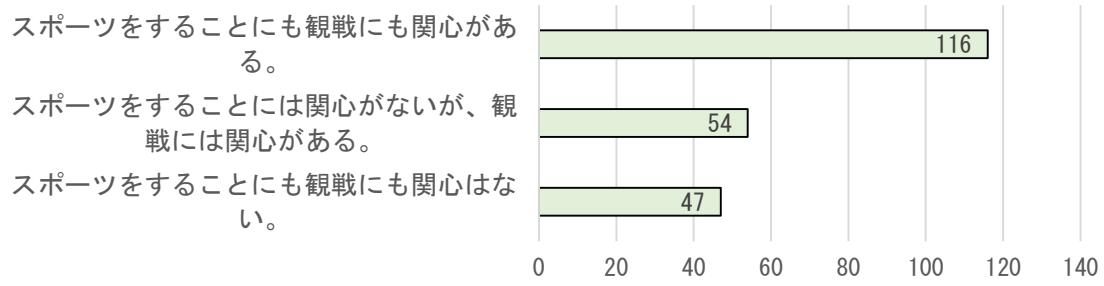
最近、運動不足を感じますか。

問 4

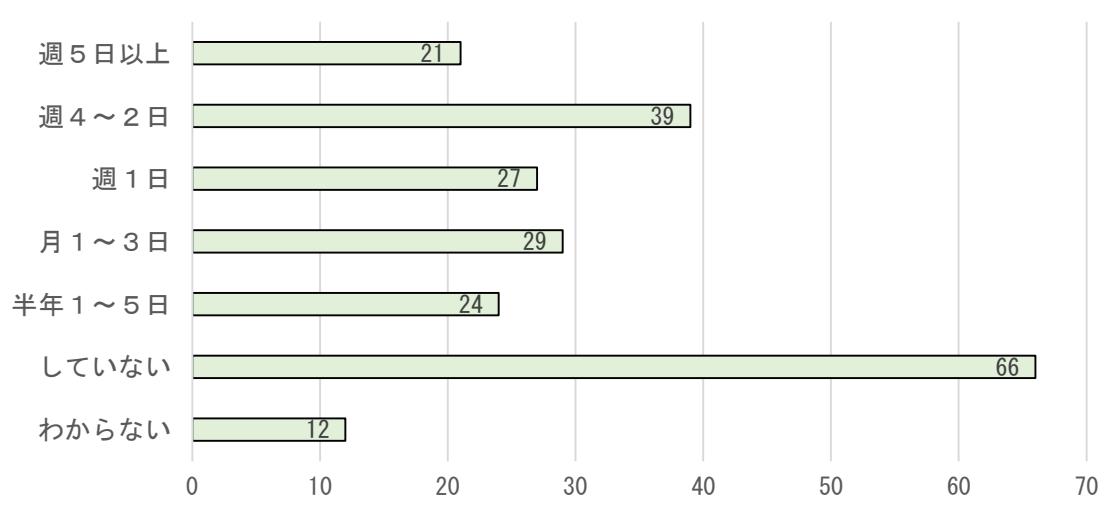
日常生活の中で、どの程度充実感がありますか。 ※問 5 と問 4 のクロス集計



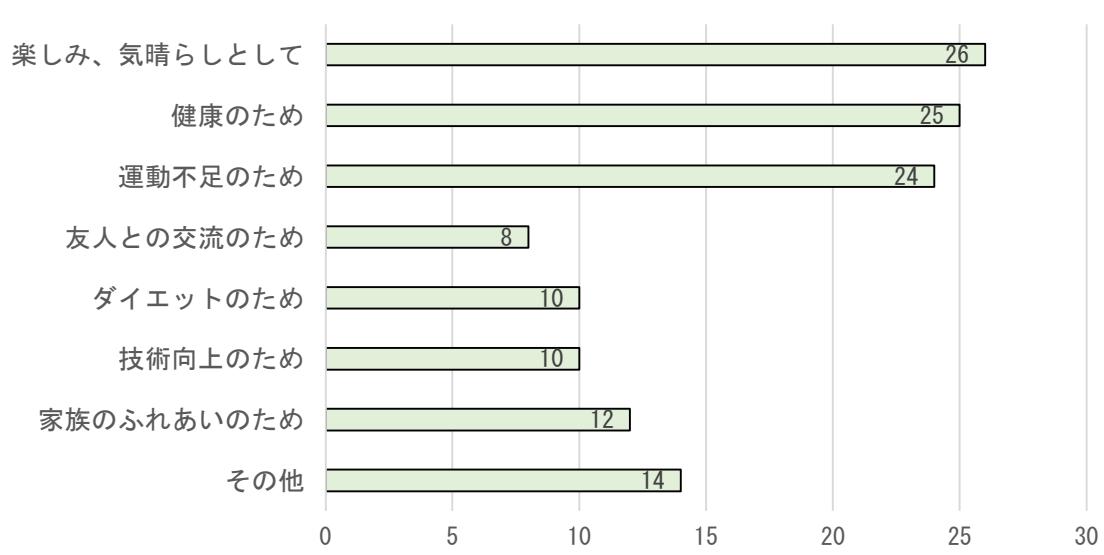
問 6 あなたはスポーツ観戦に関心がありますか。



問 7 この1年間に運動・スポーツを実施した日数はどれくらいありますか。



問 8 この1年間に運動・スポーツをした理由は。



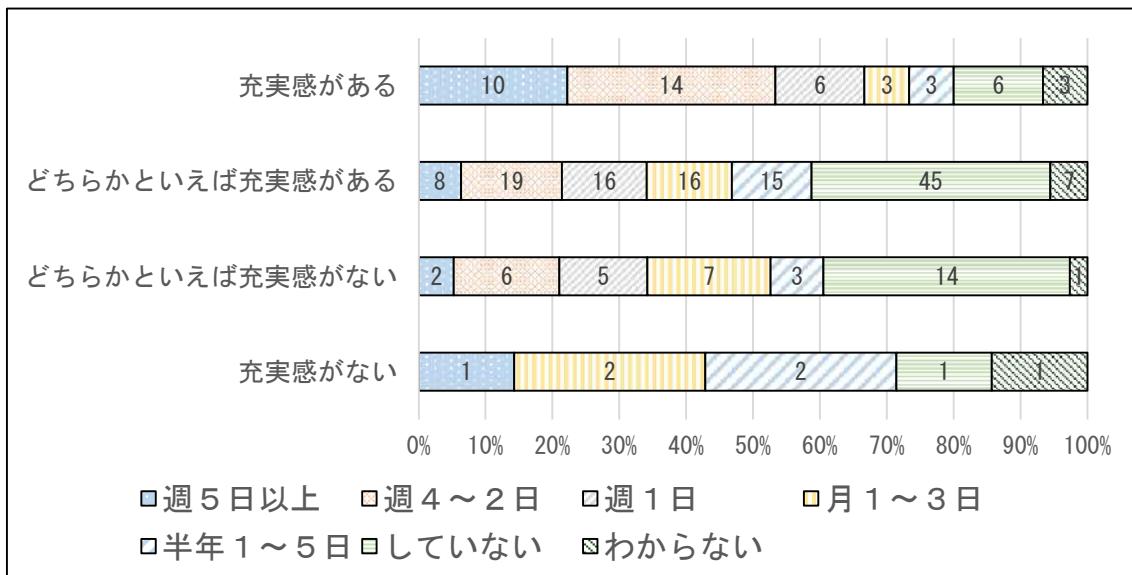
問 4

日常生活の中で、どの程度充実感がありますか。

問 7

この1年間に運動・スポーツを実施した日数はどれくらいありますか。

※問4と問7のクロス集計



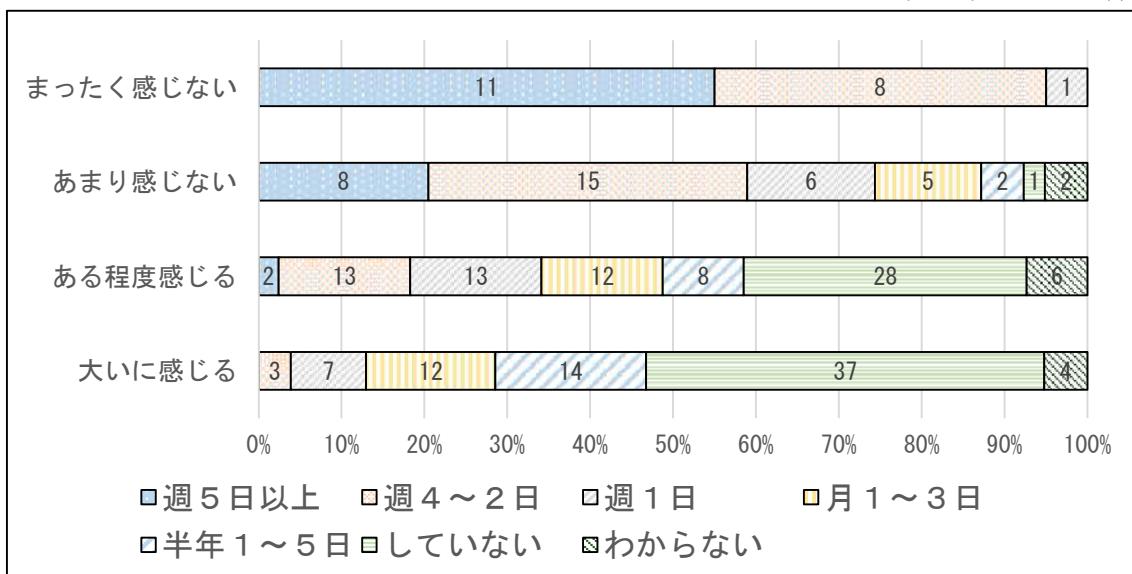
問 5

最近、運動不足を感じますか。

問 7

この1年間に運動・スポーツを実施した日数はどれくらいありますか。

※問5と問7のクロス集計



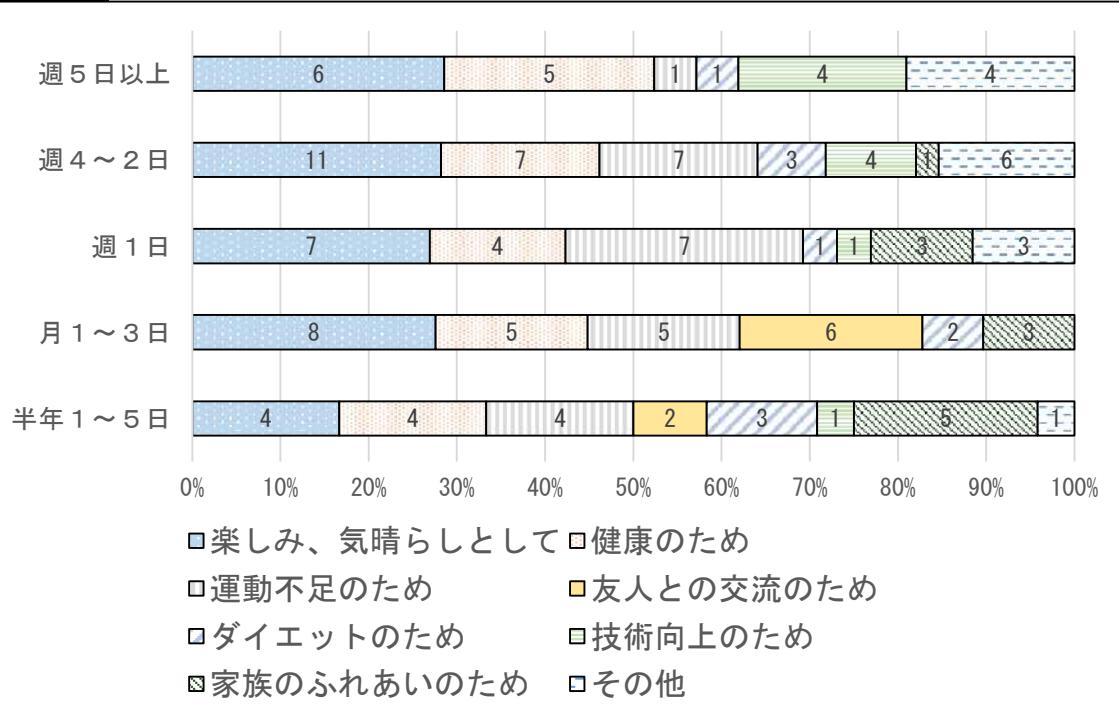
問 7

この1年間に運動・スポーツを実施した日数はどれくらいありますか。

問 8

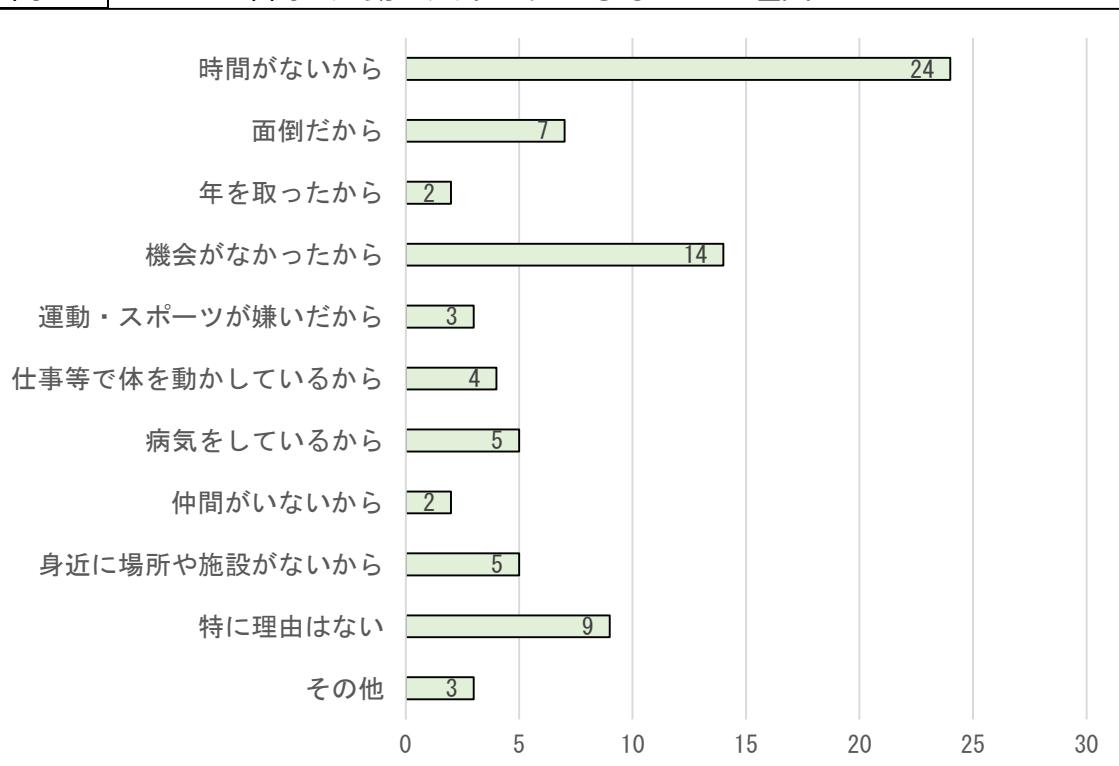
この1年間に運動・スポーツをした理由は。

※問7と問8のクロス集計

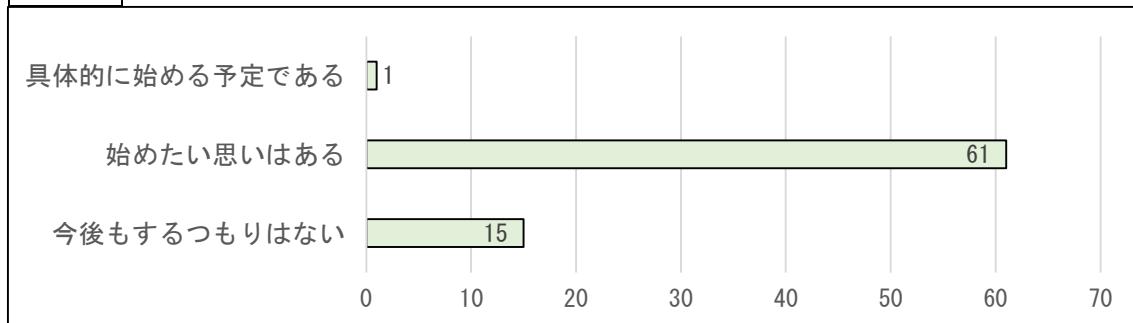


問 9

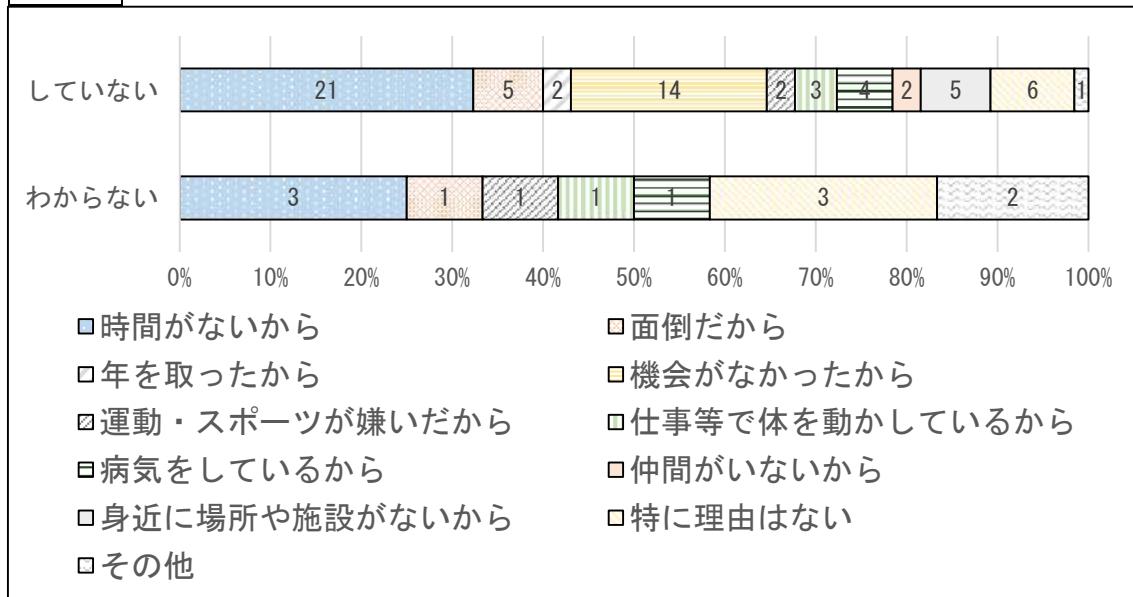
この1年間に運動・スポーツをしなかった理由は。



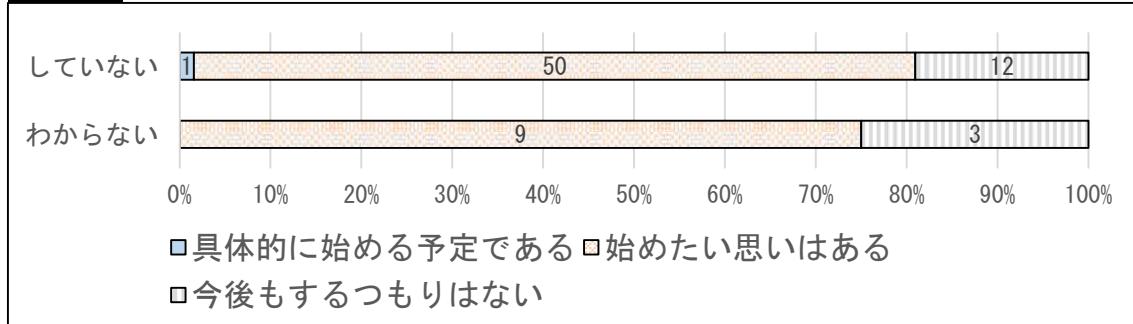
問 10 今後は運動・スポーツを始めたいですか。



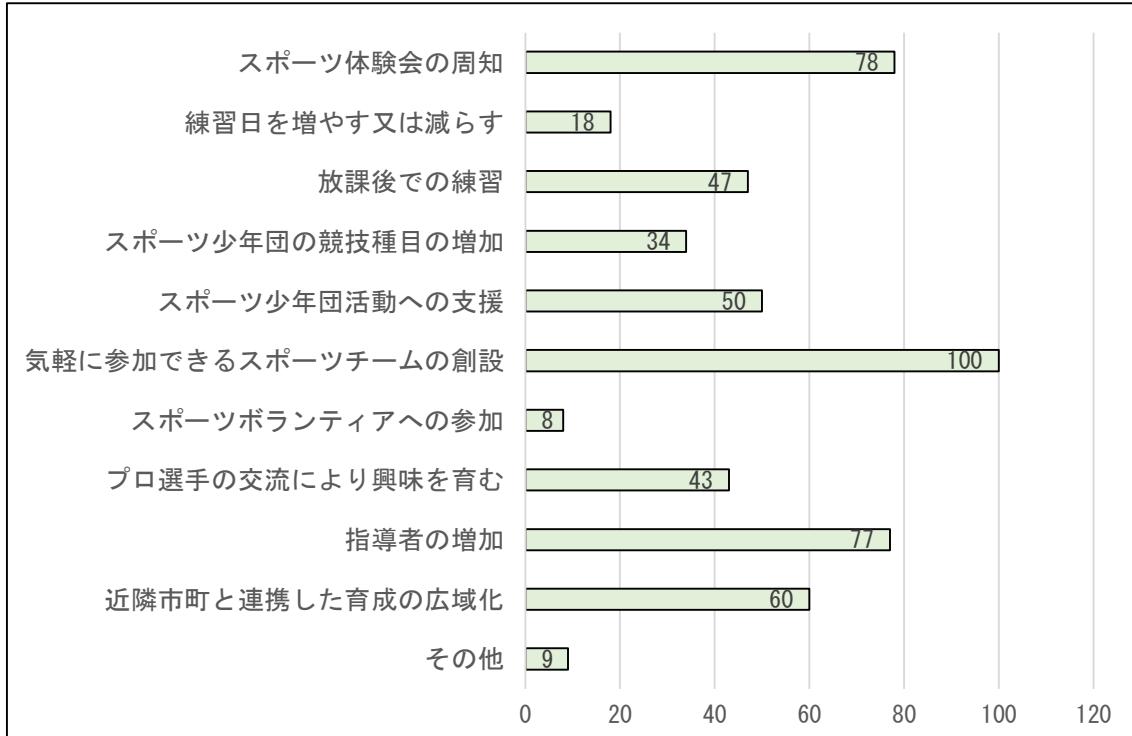
問 7 この1年間に運動・スポーツを実施した日数はどれくらいありますか。
問 9 この1年間に運動・スポーツをしなかった理由は。※問7と問9のクロス集計



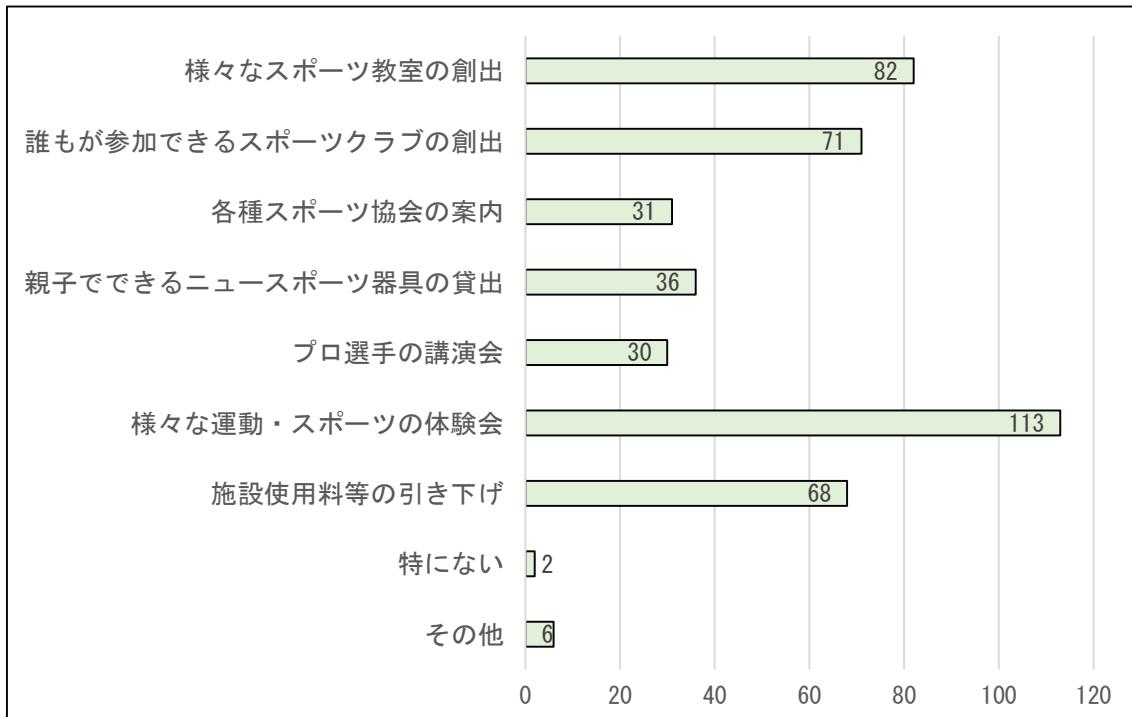
問 7 この 1 年間に運動・スポーツを実施した日数はどれくらいありますか。
問 10 今後は運動・スポーツを始めたいですか。 ※問 7 と問 10 のクロス集計



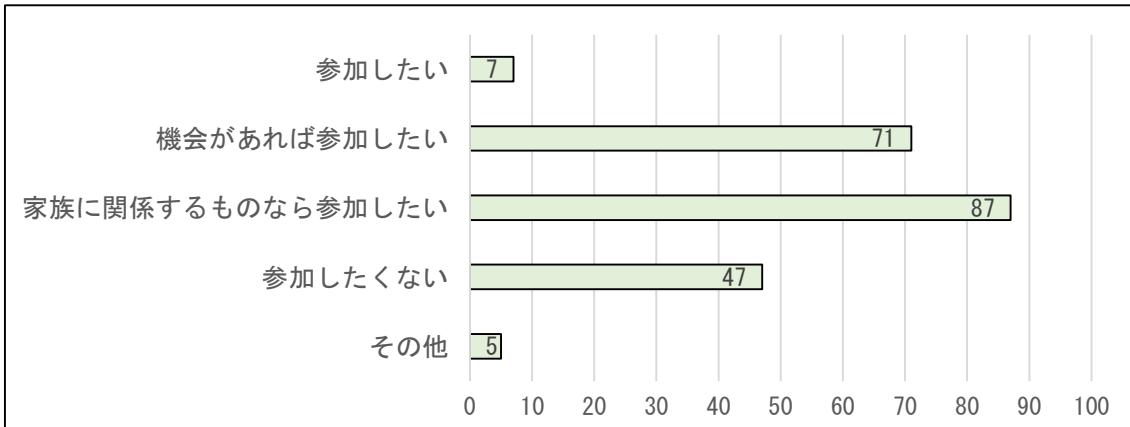
問 11 子どものスポーツ習慣を形成するため、どのような取り組みが必要だと思いますか。



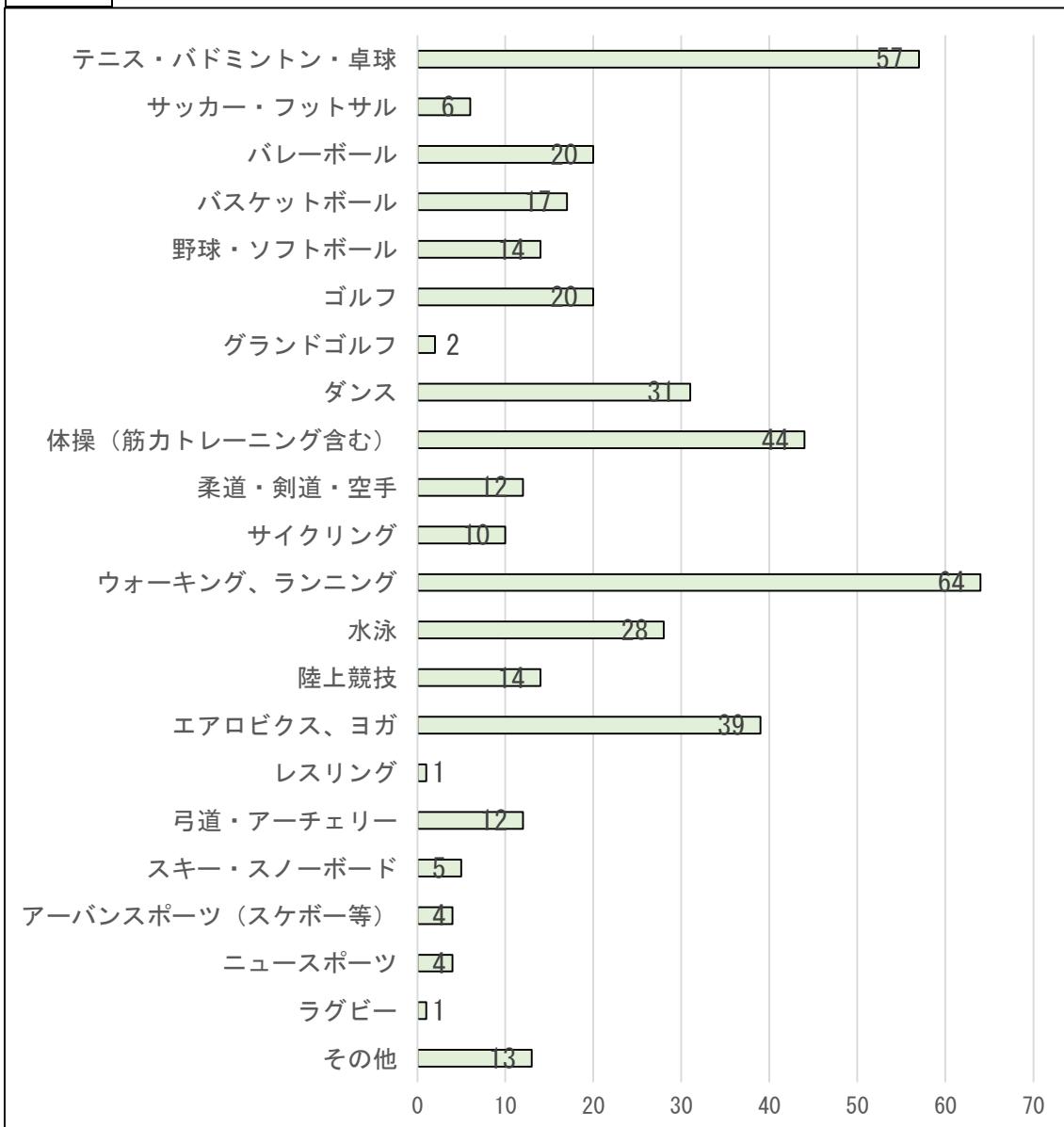
問 12 運動・スポーツが始められるきっかけには、どのような取り組みが必要だと思いますか。



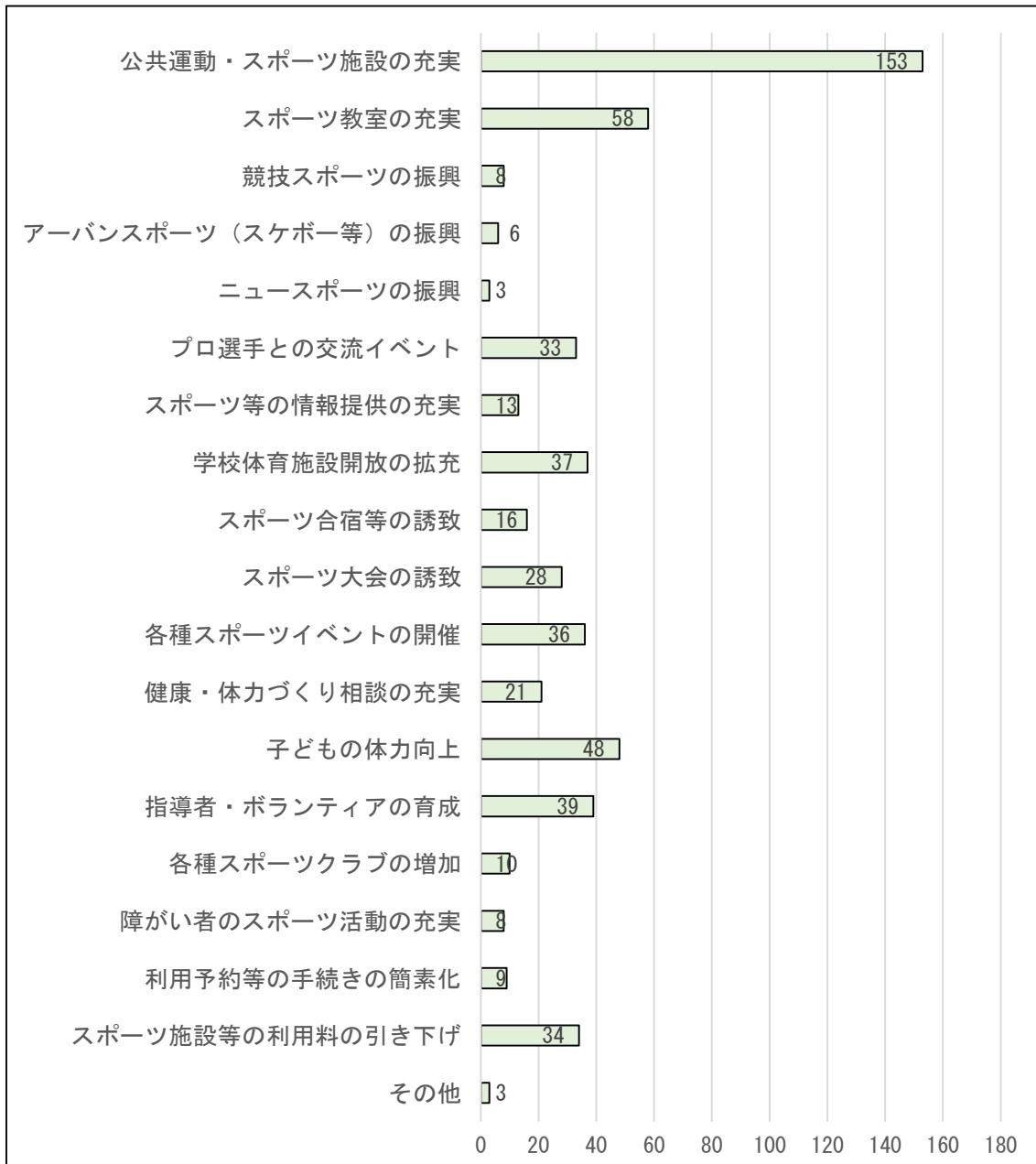
問 13 地域の様々なスポーツ大会などを支えていただいているスポーツボランティアというものがありますが、参加したいと思いますか。



問 14 現在、どのような運動・スポーツをしていますか、又はしたいですか。



問 15 運動・スポーツを推進させるために、今後どのように力を入れてもらいたいですか。



【用語解説】

★インクルーシブスポーツ

インクルーシブとは「包含・包括・包摂する」という意味で、インクルーシブスポーツとは、「多様性を認め合い、すべての人が参加できる」という理念のもと、年齢や性別、国籍や障がいの有無などに関わらず、多様な人びとが一体となってスポーツを楽しめる共生社会の実現を目指す活動や、誰もがともに楽しめるよう工夫されたスポーツなどのことをいいます。

★おわせ海・山ツーデーウォーク

熊野古道の世界遺産登録を契機に平成16年から始まったウォーキング大会。

三重県立熊野古道センターをスタート地点として熊野古道の各峠道を中心に尾鷲の海や山を体感できるコースが設定され、峠を越える健脚コースのほか歩きやすい家族向けコースなどが用意されます。

★尾鷲市スポーツ協会

市内における各種スポーツを統括する団体で構成された組織で、それぞれを統括・代表する団体です。スポーツやレクリエーションの普及、スポーツ振興に寄与することを目的としており、各競技団体においても市民スポーツの活性化と競技力の向上を目指した活動が行われています。

令和7年6月の時点で加盟している団体（18団体）は次のとおりです。

■尾鷲市体育協会加盟団体（18団体）		
・空手道協会 ・弓道協会 ・剣道連盟 ・柔道協会 ・水泳協会 ・スキー協会	・卓球協会 ・テニス協会 ・軟式野球連盟 ・バスケットボール協会 ・バドミントン協会 ・バレーボール協会	・陸上競技協会 ・レスリング協会 ・尾鷲体操スクール（休止） ・相撲連盟（休止） ・ソフトボール協会（休止） ・ヨット協会（休止）

★尾鷲市スポーツ少年団本部

市内の各スポーツ少年団を健全に育成指導することを目的として、スポーツ協会役員、各スポーツ少年団代表、学識経験者らで組織された団体です。

各スポーツ少年団は、スポーツを通じて青少年の体力増進と技術の向上を図るとともに、その健全な育成と指導を目的として活動しています。

■尾鷲市スポーツ少年団（10団体）

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ・尾鷲剣道スポーツ少年団 | ・尾鷲柔道スポーツ少年団 |
| ・尾鷲ソフトテニススポーツ少年団 | ・尾鷲ソフトボール少年団 |
| ・尾鷲卓球スポーツ少年団 | ・尾鷲バドミントンスポーツ少年団 |
| ・尾鷲ミニバスケットボールスポーツ少年団 | ・尾鷲野球スポーツ少年団 |
| ・尾鷲陸上スポーツ少年団 | ・尾鷲バレーボールスポーツ少年団（休止） |

★OWASE ココロとカラダの健康ウォーキングマップ

広く市民の健康づくりに活用するため市内各所にコースを設定した20種類の健康ウォーキングマップで、マップには、効果的なウォーキングのための「運動強度」や「歩数」、「消費カロリー」などの表示や、楽しく継続できるようコースの見どころポイントなどが盛り込まれています。

★スポーツ推進委員

スポーツ基本法第32条に規定された非常勤の委員で、本市におけるスポーツ推進事業の実施に係る連絡調整、市民へのスポーツ実技の指導、スポーツ活動促進のための組織育成の支援、学校や行政機関をはじめスポーツ団体等が行うスポーツ行事や事業への協力、その他スポーツに関する指導や助言を行っています。

本市では、令和7年4月の時点で6人（男性2人・女性4人）が委嘱されています。

★総合型地域スポーツクラブ

身近な地域の施設を拠点としてスポーツに親しむことができるスポーツクラブで、①子どもから高齢者まで（多世代）、②さまざまなスポーツを愛好する人々が（多種目）、③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴を持ち、住民によって自主的・主体的に運営されるものをいいます。

本市には「尾鷲スポーツクラブ」があり、令和7年6月の時点で加盟している団体（3団体）は、次のとおりです。

■総合型地域スポーツクラブ「尾鷲スポーツクラブ」加盟団体（3団体）

- | | | |
|---------------|-----------------|------------------|
| ・たんぽぽ（バレーボール） | ・スポレクおわせ（ユニカール） | ・紀鷲S.T.C（ソフトテニス） |
|---------------|-----------------|------------------|

★ニュースポーツ

一般に、比較的新しく考えられたスポーツや新しく日本に紹介されたスポーツなどの総称で、野球やサッカーなどのように競技性を重視するというより、グランドゴルフやユニカールなど、誰もが気軽に参加して楽しむことを重視するスポーツをいいます。

ニュースポーツはインクルーシブスポーツの理念を実現する有効な手段の一つです。

■生涯学習課で用具の貸出が可能なニュースポーツ（12種類）

・クロリティー	・バッゴー	・ユニカール
・シャッフルボード	・バンブーダンス	・ラウンドパスゲーム
・ディスゲッター	・フロートR	・リングキャッチ
・ドッジビー	・ペタンク	・カップ

・クロリティー



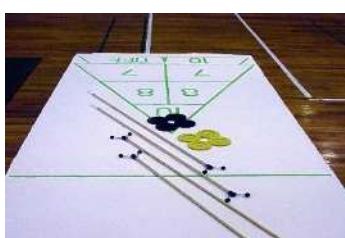
・バッゴー



・ユニカール



・シャッフルボード



・バンブーダンス



・ラウンドパスゲーム



・ディスゲッター



・フロートR



・リングキャッチ



・ドッジビー



・ペタンク



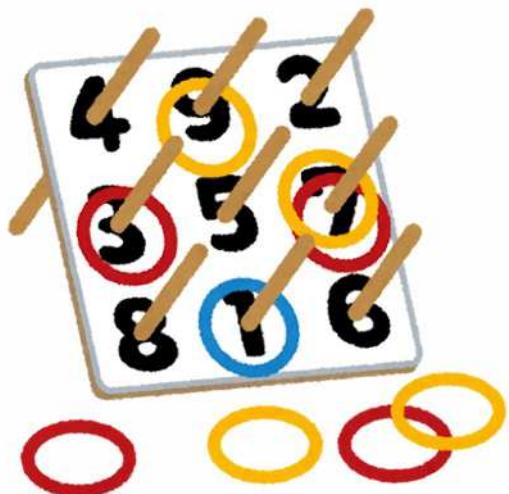
・カップ



★ユニバーサルスポーツ

年齢や性別、国籍や障がいの有無などに関わらず誰もがともに楽しむことができるスポーツのことで、「①ルールに柔軟性があり、さまざまな人の参加が可能であること」「②勝ち負けがあるスポーツの場合、誰にでも勝つチャンスがあること」「③ルールがシンプルで誰もが理解しやすいこと」「④身体的な負担が少なく、安全性が確保されていること」の4つの特徴をもつスポーツをいいます。

ユニバーサルスポーツはインクルーシブスポーツの理念を実現する有効な手段の一つです。



【スポーツ施設概要】

① 生涯学習課が所管する体育施設

【問い合わせ先】生涯学習課スポーツ振興係（電話：0597-23-8299）

名 称	位 置	備 考
尾鷲市営野球場	※旧野球場は令和6年度に解体	※国市浜公園野球場（令和8年度供用開始予定）両翼 98m、中堅 122m
尾鷲市立運動場	尾鷲市中川 1277 番	ソフトボール場2面、300mトラック1面
テニスコート	同上	砂入人工芝コート4面、ナイター設備あり
尾鷲市体育文化会館	尾鷲市中村町 10 番 50 号	※閉鎖中（令和9年度供用開始見込）
尾鷲市立武道場	同上	延べ床面積 178 m ²
尾鷲市九鬼体育館	尾鷲市九鬼町 1110 番地	延べ床面積 638 m ²

② その他の市が所管するスポーツ関連施設

【問い合わせ先】生涯学習課スポーツ振興係（電話：0597-23-8299）

名 称	位 置	備 考
大曾根公園 テニスコート	尾鷲市大曾根浦 291	公園付属施設、砂入人工芝コート2面 ナイター設備なし

③ 学校施設の開放（学校教育に支障のない範囲で市民に開放）

【問い合わせ先】生涯学習課スポーツ振興係（電話：0597-23-8299）

※輪内中学校は、賀田コミュニティセンター（電話：0597-27-2088）が問い合わせ先です。

名 称	位 置	備 考
尾鷲中学校	尾鷲市矢浜 2 丁目 16 番 7 号	体育館・運動場・武道場
輪内中学校（※）	尾鷲市賀田町 572 番地	体育館・運動場
尾鷲小学校	尾鷲市中村町 4 番 58 号	同上
宮之上小学校	尾鷲市宮ノ上町 6 番 48 号	同上
矢浜小学校	尾鷲市矢浜 2 丁目 3 番 52 号	同上
向井小学校	尾鷲市大字向井 134 番地 12	同上
賀田小学校	尾鷲市賀田町 319 番地	同上
北輪内中学校	尾鷲市三木里町 205 番地	運動場・照明施設

尾鷲市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進する尾鷲市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、尾鷲市スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者の内から構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育・行政機関関係者
- (3) 公募によって選ばれた者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

2 関係機関・団体等の職をもって選任又は推薦された者にあっては、その職にある機関までとし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条

- 1 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を總理する。
- 3 副委員長は、2名とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

尾鷲市スポーツ推進計画策定委員会名簿

令和7年10月7日発足
令和8年1月19日時点

	氏 名	所 屬 等
委員長	中野 誠	尾鷲市スポーツ協会会长
副委員長	奥村 隆志	尾鷲市校長会会长
副委員長	湯浅 祥司	尾鷲市社会教育委員長
委 員	大西 正隆	尾鷲市老人クラブ連合会会长
委 員	宮本 泰成	尾鷲市自治会連合会会长
委 員	塩津 史子	尾鷲市婦人の会連絡協議会会长
委 員	梅谷 陽子	尾鷲観光物産協会事務局長
委 員	内山 善嗣	尾鷲市教育委員会委員
委 員	大川 晋右	尾鷲市PTA連合会会长
委 員	堀内 達也	尾鷲市青少年育成市民議長
委 員	濱田 哲	尾鷲市スポーツ推進委員委員長
委 員	日下部 辰也	尾鷲市スポーツ少年団本部長
委 員	大門 敬子	尾鷲市スポーツクラブ理事長
委 員	三鬼 望	尾鷲市政策調整課長
委 員	山口 修史	尾鷲市福祉保健課長
委 員	濱田 一多朗	尾鷲市商工観光課長
委 員	塩津 敦史	尾鷲市建設課長
委 員	柳田 幸嗣	尾鷲市教育委員会教育総務課長
委 員	渡邊 史次	尾鷲市教育委員会教育総務課調整監
事務局長	田中 利保	尾鷲市教育長（任期～令和7年12月22日）
事務局長	出口 隆久	尾鷲市教育長（任期 令和7年12月23日～）
事務局	世古 基次	尾鷲市教育委員会生涯学習課長
事務局	松永 理寛	尾鷲市教育委員会生涯学習課課長補佐兼スポーツ振興係長
事務局	村田 好史	尾鷲市教育委員会生涯学習課スポーツ振興係主査